

歌志内市議会会議録

第2日目（令和6年12月11日）

（午前 9時59分 開議）

開 議 宣 告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、2番佐藤良治さん、5番川野敏夫さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（本田加津子君） 日程第3 これより、一般質問を行います。

質問は通告された範囲を逸脱しないようお願いいたします。

それでは、順次、発言を許します。

質問順序1、議席番号6番、女鹿聡さん。

一つ、歌神の空き家から出てきたオートバイについて。

- 一つ、就学時支援制度の拡充について。
 - 一つ、生活支援制度の創設について。
 - 一つ、年金収入者に関する市営住宅家賃救済制度について。
- 以上、4件について。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 改めて、おはようございます。

今回、4件について質問しますので、お願いいたします。

1件目でございます。歌神の空き家から出てきたオートバイについて。

9月議会での下山議員の一般質問において、質問、答弁内容と決算審査などから疑問点があるため、以下の点をお聞きしたいと思います。

①オートバイの所在が現在歌志内にあるとのことだが、現状では札幌の業者で手続きが終わり、本来の定置場は札幌のはずだがなぜか。

②空き家の解体時終了後の検定において、オートバイの件が現場監督者や検定員である建設課の担当者や課長に周知されていなかった理由はなぜか。

2件目、就学時支援制度の拡充について。

現在、当市では児童・生徒の進級に合わせた助成制度が行われており、保護者はもとより、児童・生徒にも大変喜ばれております。

今後は、一元化施設の新設に伴い、子育て世帯への大きな波及効果や、市内の活性化につながるのではないかと期待されております。

しかし、年々児童・生徒数の減少、子育て世帯の減少は止まらない状況が続いています。

そこで、現在の助成制度に加え、1年生・7年生・高校生・大学・専門学校入学時における支援金として1人当たりへ支給するなど、支援の拡充を図る必要があると思うがいかがか。

また、現在、当市で行っている大学進学における奨学金の内容も、5年間以上市内事業所に勤務した場合、返済免除とするなど、学びと事業者への労働力確保につなげることができるのではないと思うがいかがか。

3件目、生活支援制度の創設について。

これまで、冬季になると、福祉灯油助成が毎年支給されてきました。その中で、通年予算にしてはどうかとの質問を多くしてきましたが、福祉灯油助成制度の範囲内では、通年予算化が難しい状況があると認識します。

そこで、①福祉灯油助成制度自体を令和7年度で廃止し、市民全員に対して市独自の冬季生活支援制度を設けるべきと考えるがいかがか。

②また、通年予算化にして、生活困窮者に対する支援制度として、住民税非課税世帯、均等割課税世帯及び1人当たりの家族に対する所得が著しく減少している世帯や、生活保護水準世帯などへの地域商品券の支給を行うような制度を設けるべきと考えるがいかがか。

4件目、年金収入者に関する市営住宅家賃救済制度について。

年金収入者の年金受給額が物価スライドなどから上昇していることについて、年金所得が上がったことにより、市営住宅入居者の家賃階層が上がり、生活を圧迫している実態が存在している。

そこで、①現在、年金所得が上がったことにより、家賃階層が上がった世帯は何世帯あるか。

②年金所得が上がったことにより、医療費の負担が増える世帯もあると思われる。高齢者が多い歌志内では、年金収入で生活している方が当然多く、その世帯に対する市営住宅家賃救済

支援こそが、住んでいてよかったと思えるまちづくりであり、早急に対応が望まれると思うが
いかがか。

以上、4件でございます。お願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） おはようございます。

私のほうから、件名1、歌神の空き家から出てきたオートバイについての①、②、件名4、
年金収入者に関する市営住宅家賃救済制度についての①、②について、御答弁申し上げます。

初めに、件名1の①オートバイの本来の定置場は札幌のはずだが、についてでございます。

歌神地区の空き家の緊急工事の際に発見されたオートバイにつきましては、本年の第2回定
例会における下山議員からの一般質問の質疑の中で初めて承知したところであります。

緊急工事を所管していた建設課としましては、当時の担当職員や工事請負業者、札幌にある
オートバイ販売業者への聞き取りを行ったところであります。3者への聞き取りの結果、確認
できたこととしましては、発見されたオートバイはフレームが曲がっており、そのままでは使
用できる状態ではなく、量産型の車種であるため修理費用をかけるまでの価値はないことや、
空き家の所有者が既に亡くなっていたことから、担当職員が、今後も税金がかからないよう工
事請負業者にオートバイの登録抹消手続を依頼し、工事請負業者から札幌のオートバイ販売業
者に登録抹消の手続を依頼したとのことであります。

なお、札幌のオートバイ販売業者が登録抹消手続で作成した書類は、会社のシステムに入力
すると自動的に売買と表示される設定になっており、簡単に手続を済ませようとの思いから、
そのまま取得原因を売買とし手続を行ったとのことで、売買は形式上で金銭のやり取りは一切
ないということでありました。

また、担当職員は札幌のオートバイ販売業者の了解の下、今後、相続人等からの要請によ
り、いつでもオートバイを引き渡すことができるよう市が保管したとのことであります。

次に、②オートバイの件が建設課の担当者や課長に周知されていなかった理由についてでご
ざいます。

常日頃から、庁議などにおきまして、報告・連絡・相談を徹底するよう訓示を受けておりま
すが、担当職員に聞き取りを行った結果、業務多忙のため、課長を含め、課内への報告や協議
を失念したとのことであります。

今後におきましては、このようなことがないように、改めて課内に周知するとともに、所属職
員の業務状況を留意するよう努めてまいります。

次に、件名4の①年金所得が上がったことにより家賃階層が上がった世帯についてでござい
ます。

令和5年度から令和6年度にかけて、家賃階層が上がった世帯につきましては、全体で80
世帯ありますが、そのうち年金収入が上がったことのみにより、家賃階層が上がった世帯の特
定には至っておりません。

次に、②年金収入で生活している世帯に対する市営住宅家賃救済支援についてでございま
す。

市営住宅の家賃算定においては、国の公営住宅法の下、歌志内市営住宅管理条例及び施行規
則に基づき算定を行っており、物価スライドなどに伴う家賃階層の上昇につきましても、同法
令等に基づき適正に算定しているところではありますが、入居者または同居の親族が疾病により
長期にわたり療養を要する場合など、医療費の負担増などの状況につきましては、都度御相談
いただきたいと思いますと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） おはようございます。

私のほうからは、件名2、就学時支援制度の拡充について、お答えさせていただきます。

1年生に係る入学時の助成制度はありませんが、7年生については、指定制服等の助成としてジャージ等を助成しているほか、歌志内学園の児童生徒には、教育振興事業として、学校を通じて補助教材購入経費の助成や給食費の無償化等を行っております。高校生等については、入学時に学習用パソコン購入費の助成を行うとともに、高等学校等就学支援金制度により月1万5,000円の助成を行っており、保護者の方々の負担は、他市町村に比べ大きく軽減しております。

大学・専門学生等については、高校卒業後に就職される子どもたちとのバランスが必要であり、制度を設けるのであれば、卒業後に本市の将来に寄与する人材となっていただくことも考慮すべきと判断します。

以上のことから、現時点での各入学時の支援金等制度は設けないものと考えております。

次に、奨学金制度についてですが、現状の制度で、市内に居住し、市内外を問わず民間企業に正規雇用された場合は、その期間は返還免除としているため、現時点では現状維持と考えております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） おはようございます。

私のほうから、件名3、生活支援制度の創設についての①、②につきまして、一括して御答弁申し上げます。

最初に、①市独自の冬季生活支援制度を設けるべきとの考えについてであります。福祉灯油助成制度につきましては、その年の灯油価格が高騰している場合、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯の市町村民税の非課税世帯に対して、緊急的な事業として、北海道からの交付金を活用し、その都度実施しております。

今後も福祉灯油助成制度は、状況を見極めながら継続して行ってまいりたいと考えており、市民全員に対しての冬季生活支援制度に関しましては、今後の課題として捉えております。

次に、②の地域商品券の支給を行うような制度を設けるべきとの考えにつきましては、社会情勢の状況や変化を踏まえるとともに、国の給付金や支援等の動向を見極め、本市にとって、新たな制度の必要性について考えてまいります。

以上です。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 順次、再質問させていただきます。

まず、1件目のオートバイの件でございます。

いろいろ今答弁いただきましたけれども、確認させていただきたいのですけれども、先ほど答弁の中で、オートバイのフレームが曲がっていたり、修理費をかけるまでの価値がないということで、登録抹消手続きをしたということなのですけれども、相続人は多分確認されていると思うのですけれども、相続人の意向でこういうふうなことをしたのかどうなのか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） このバイクが発見された当時、まだ相続人の方とは連絡が取れて

いない状況にありましたので、相続人には確認を取っていないまま手続を行ったという状況でございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 相続人は、今までの答弁の中で、確認はできているはずなのですが、このオートバイに関しては、相続人の意向が、先ほど一番最初に答弁をもらったように、価値がないから処分してくださいと言われていたのであればやってもいいと思うのですが、そうではなくて、市の職員か歌志内の業者がやったのか分からないのですが、それを勝手に判断してやるということは、まずいことだと思うのです。基本的に、相続人が確認できているのであれば、出てきた時点で、一回どこかに保管しておいて、相続人と連絡が取れるまで、それを手つかずにして保管しておくというのが流れだと思うのですが、それを取り払って勝手に人のものを名義変更して、廃車手続をするということは、かなり大きな問題だと思うのですが、その辺の認識はどうなっているのですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 今、議員がおっしゃられましたように、本来であれば相続人と連絡を取り合って、その意向を踏まえて手続を行うべきと考えますが、このバイク、空き家を解体しバイクが出てきたということで、ナンバーもついてたという状況でございました。そのままそこに放置しておく、不法投棄のような扱いにもなるし、先ほどから申し上げていますが、税金の関係、これは私も市に勤務して40年以上たちますが、非常にお恥ずかしい話ではありますが、オートバイに関してはナンバーを外すと税金がかからないものだというふうな認識でございました。当時、担当職員も同じような感覚だったのかなと思います。その辺は、よかれと思ってやったことかなと判断しますし、また本人からもそのように聞いております。相続人に本来連絡を取り合って手続を進めるという部分はもっともかなと思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今、課長に答弁してもらったのですが、今回やった手続については、今僕が言ったような形でやらないと駄目だったという、多分答弁だと思うのですが、今回一番最初に答弁いただいたやり方というのは、法的根拠というのは多分一つもないと思うのです。それを考えると、やはり手続、手順に大きな問題があつて、それをよしという話にはならないと思うのです。それは誰が登録抹消をオーケーだと勝手に言ってやったのか分からないのですが、それをきちんと調べてもらって、どういうふうなことでこうなったのか、理由をもう一回きちんと調べたほうがいいと思うのです。責任の所在というのは当然出てくるのでしょけれども、やはり人のものを勝手に名義抹消してということはやってはいけないことですし、それはかなり重大な問題なので、建設課だけの問題かと言われるとちょっとあれですが、その辺をきちんとして、調査をもう一回きちんとしてもらって、なぜこういうふうな経緯に至ったのか、話をもう一回していただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） もう一度しっかりと調査をということでありますが、この件に関しては、担当職員ともお話ししている経緯がございます。その中で、バイクが出てきたけれども、その空き家に関してはもう持ち主が亡くなっているといったことで、そのバイクをどうしようかというふう考えたのかと思っておりますけれども、そのまま放置できないという状況の中で、取りあえず税金もかかるだろうし、そこは抑えようと、税金がかからないようにしようというような考えで、抹消手続をしていたということでもあります。

また、その後に相続人が出てきたなりしたときに、そのバイクの今後の処理についてどうするのかということを考えていたのかなと思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 向こうの業者、オートバイ販売業者が作成した書類というのが、売買で止まっているという形になっているのですけれども、これは廃車になっていないのだと思うのですよ。登録抹消された状態ではあるけれども、最終的には売買だと思っております。これは、市内にオートバイがあるのは、本当に正常な状況なのかどうなのか、もう一回確認したいのですけれども。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） まず、売買になっているという部分ですが、先ほどの最初の答弁と繰り返しになる部分になりますけれども、オートバイ販売業者のシステム、私は、作成したという担当者と会ってお話をしてきました。その会社のシステムでは、自動的に売買となる設定になっているということで、この販売業者は、ナンバーを外してくれと、そういった依頼を受けて、単にそれだけをやろうという部分で簡単に済ませようということで、その売買のまま処理を行ったということでございます。歌志内にバイクがあるのはという部分なのですが、その業者はもう本当にナンバーを取り外す、抹消するというだけの手続をやったのであって、その後は、歌志内といいますか、依頼された業者にお返しというのでしょうか、そちらから譲渡証というものが出ている。次の持ち主は誰になるのか分からないですけれども、そこを空欄にした譲渡証をお渡ししているということで、その業者はもう既に私どもから手は離れていると、そういった感覚でございました。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そのオートバイの業者が手は離れていると言っているけれども、最終的に誰が所有するというふうになっていないものを持ってきて置いておくというのはどうなのかと思います。

確認させてもらいたいのですけれども、この手続をした日付というのは多分出てきていると思うのですけれども、この手続した日付というのは、いつやったことになっているか、もう一回確認しておきたいと思えます。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 私ども建設課におきましては、先ほどの売買になっているという、その書類は私たちは手元にございませぬし、見てもおりませぬ。ただ、今私たちが、札幌のバイク販売業者とお話しした部分、あるいは工事の請負業者と話した部分では、入手した書類といたしまして、軽自動車届出済証、返納証明書というものの写しを頂いております。この日付で言いますと、令和5年3月24日になっております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 3月24日ということなのですけれども、これが出てきたとき、解体して出てきたと思うのですけれども、そのときに、②の連絡・相談・報告というところに移るのですけれども、出てきたときに、業者のほうから出てきたぞと、多分連絡を受けていると思うのですけれども、そのときに写真なり何なりというのを残さないと多分駄目だと思うのですけれども、そういう書類というのは一つも残っていなかったのですか、どうなのですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） この工事に関する書類一式、工事の中で写真等も当然添付されているのですが、その中には出てきておりませんでした。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 出てきていないということなのですが、工事の検定がありますよね。検定日というのがあると思うのですが、検定日というのはいつになっていますか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 申し訳ありません。検定日は正確には分かりませんが、令和5年3月末頃だと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 3月末、工期がそうですね。年度末ぎりぎりなので多分そういうふうな形になるのではないかなと思うのですが、そのときに、人のものが出てきて写真なり何なり本来なら撮っておかないと駄目だし、出てきたものをどういうふうな形で、職員の方が業者から話をされて抹消手続をするということになったのかよく分かりませんが、これは一回きちんとその職員が話を聞いたのだったら、そこで一回工事を止めてでも写真を撮って、こういうものが出てきた、人のものが出てきた、それで工事を再開して行うというのが多分普通だと思うのです。それをやらないで、最終的に何も残さないで検定を迎えて、検定は、はい、終わりましたとなると、誰も本当にそれこそ知らなかったという事実につながってくると思うのです。そうではなくて、もう一回きちんと出てきたところで、検定をし直してやらないと、こういった事実があったということが確認されないで、本当に闇の中に葬り去る感じになってしまうと思うのです。それがきちんとできていなかったのではないかなと思うのですが、その辺どうなのですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博） 何度も繰り返しになりますけれども、バイクそのものがあるという事実を知ったのが今年の6月でありますので、令和5年3月の段階で、バイクが出てきたという、その事実が分からない状況でありますので、そこでもう一回検定という流れにはならないのかなと思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） それで報告・相談・連絡、報・連・相（ホウレンソウ）だと思うのですが、人のものをどうするかという話で、勝手に事を進めたということに大きな問題があって、この話が継続しているのです。決算のときでも、僕は税務課のほうに話をし、調査してくださいということで、頼んであります。

それはまだ途中の報告しか受けていないので、最終的に税務課のほうから多分話が出てくると思うのですが、最終的な結論が出てくるのではないかなと思うのですが、それがまた出てきたときに、もう一回質問させていただきたいと思います。時間もないので、次に移りたいと思います。

2件目の就学時の支援制度についてでございます。今、次長から話をいただいて、答弁いただいて、いろいろやられているのは本当に助かる制度だと思っております。仮に1年生の助成はしていないということなのですが、令和7年度の新1年生の人数というのはどういうふうに把握されているのか、聞いておきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 今のところ、8名の予定です。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 8人ということですね。このまま無事に8人入学してくれるか、もしくはそれ以上入学してもらえるかということだと思っております。例えば一つの例として言

いますけれども、新1年生はランドセルを買ってもらって入学式を迎えると思うのですけれども、ランドセルは今は平均6万円くらいだという話を聞きます。このランドセル、ほかの茨城県や山口県、北海道の道内でも結構やり始めているところがあるのですけれども、ランドセルを支給している地域が結構今増えてきています。平均で6万円くらいなので、1人に入学支援金、支度金みたいな形で10万円なら10万円渡して使ってもらおう。その中で、ランドセルを買ってもらってもいいし、学用品を当然それで買ってもらおうということが行われてもいいのではないかなと思います。

8名しかいないので、今のところね。多く見ても10名、100万円の予算をつけているだけでもいいのではないかなという気がするのですけれども、その辺はどういうふうにお考えになるか、聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 確かに1年生、義務教育学校入学時の助成は行っておりません。ただ、最初にお答えさせていただいた内容と重複するのですけれども、ほかの学年を含め、教材費の補助と給食の無償化と、あと体育実技費としまして、スキー用具のレンタル費用の助成を行っておりますので、入学後は様々な助成制度を設けております。保護者負担軽減の一助となっていると考えております。

ただ、今後の課題として押さえておきまして、当面は現行の助成制度で運用したいと考えております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 入学してからの支援というのは大切だと思います。新しく区切りを迎えるところで、要所要所で支援するというのは、新たなスタートを切るということでも、子どもたち、保護者の方々、その都度その都度、そのときはお金がかかりますので、市でこれから一元化施設を造って、子どもたちによりよい学びの場を提供するだとか、そういったことも話をしておりますので、子育て世帯を大事にしたいという話も当然しています。やはりそういうことを、今後のこれから7年度の予算に向けて話をさせていただきたいと思うのですけれども、もう一回、答弁が同じになるかもしれないのですけれども、同じ答弁ではあれなのですけれども、答弁をもらいたいと思います。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） おっしゃっていただいていることは、入学時の節目でということで大変大事なことだとは思っているのですけれども、ただ、一度始めてしまえば、なかなか事業を中止するというのは難しいこととなりますので、すみません、今後の課題として、全くやらないという考えはあれなのですけれども、今後の課題として、当面は現行の助成制度で運用したいと考えております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 考えていただきたいと思います。

大学進学についてもそうなのですけれども、やはり入学一時金など大学に入る上で、かなりハードルが高いと今なっております。これは国のほうでもきちんと働きかけて、こういった高等教育のところにお金をきちんと使ってもらおうというのは当然なのですけれども、やはり国がやらないのであれば、その自治体でどういうふうにするかという話になってくると思うので、やはり市独自の、大学に行きたいという方がいるのであれば、貸付けではなくて、返済義

務を本当はなくしたほうがいいのですけれども、一定的な条件を満たせば返済しなくてもいいという制度に変えていく必要もあるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 大学生向けとなれば、うちは奨学金は貸与する形の奨学金となっておりますけれども、ただ、卒業後に本市に居住していただいて、市内外は問わず正規雇用という形になっていけば、市内に住んでいただいている期間は返済免除となりますので、また、入学一時金として30万円の貸出しもできますので、それについては、こちらのほうを活用していただければと考えております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） これから一元化施設ができて、文珠のほうに学校、そういった施設が集約されるわけなのですけれども、やはり子育て世帯、子どもたち、児童生徒に対しては手厚い支援を、今以上の支援をしていく必要もこれから出てくるのかなと思います。今やっただけしているのは当然本当にありがたいことですし、それをなくしてもらっては困る制度でございます。特に、高校に通う生徒は、支援金1万5,000円でしたか、それが出ているので、かなり保護者としても、生徒としても多分助かっていると思います。そこをやはり間口をどういうふうに広めて、どういう違う支援策を持っていくかというのは、今後、一元化施設に合わせてやっていくべきではないかなと思うのですけれども、最後、教育長に答弁いただいて。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 教育行政に関わって、いろいろな御示唆を頂いているところで、ありがとうございます。

子育て、そして通学、高校、それから大学、お金がかかるということは非常に理解をしているところでもございます。できるだけ保護者に負担をかけないというのはもちろんでございますので、いろいろな部分に関して検討してまいりたい。ただ、やはり優先順位というものがどうしてもそこに出てきますので、その部分で最優先になるものが何なのかということも含めながら検討して、できるだけ子どもが安心して、そしてそこでしっかりした教育を受けられて、そして進学して大きな人材になっていける、そういう子どもたちを育てるように鋭意努力していきたいなと思っております。

いろいろな形で情報も頂きましたので、それらの部分を今後検討してまいりたいと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） よろしくお願ひしたいと思ひます。もう予算の編成も入ってきていると思ひますので、ぜひこれを何らかの形で入れていただけると大変助かると思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

3件目の生活支援制度の創設についてでございます。

昨日も福祉灯油の補正予算が取られて、近いうちに支給されるということだと思います。

根本的に福祉灯油助成制度はかなり古い制度で、スタート時点の灯油の単価は50円とか60円とか、多分それぐらいの設定の単価で、100円になったら出しますよという内容のものだったと思うのです。やはり今の現状から考えると、100円を切るということは多分かなり確率的には少ないのではないかと思います。今後、国のほうも燃料単価の助成は段階的に減らしていくと言っている状況で、私たちが使う燃料はどんどん多分上がっていく可能性が高く

なってきたという状況なので、国がやはりそういうところを減らしていくということになると、市民生活をどういうふうに充実させるものと考えていくかということ、先ほど言ったように自治体がどういうふうに手を差し伸べてやっていくかということになると思うのですけれども、やはりそういったことを、各自治体がそういうところにも照らして、福祉灯油という制度を一回横に置いておいて、違う制度として、燃料なり、冬季12月1日からすぐ支給できるよという制度を考えていただく必要があるのかなと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 福祉灯油に関して議員から何度も御質問いただいています、来年度の福祉灯油助成制度に関しては、今おっしゃったように早めの支給という形で、今12月の定例会で補正予算を組んでいるのですけれども、夏場あたりで大体見込みを立てて、9月に補正をかけようという形で、来年度はそういう見極めをしようと思っております。

新たなということになりますと、また社会情勢がどのような変化をしていくかということもございしますが、それに合わせて市独自のものもやはり必要なかなとは思っていますので、その辺研究してまいりたいと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） やはり冬季で考えると、本来なら12月の前からもう北海道は寒いので、11月の中ぐらいから下手したら雪も降ってきて、11月の末には根雪になってという状況がありますので、その辺、通年の予算として持ってもらって、冬季に係る予算をすぐ支給できるような制度をつくって、もう一回というか、考え直していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

②番目なのですが、今かなり生活困窮者という方々が増えてきて、これだけ物価が上がったら、やはり大変だという声を聞いております。生活保護基準の方々というのは、何らかの形で生活保護を受けられないだとか、車を持っているから受けられないだとか、生命保険に入っているから受けられないとかという方々がいるのですけれども、生活保護という制度自体は全国共通で、どこに行っても同じ制度で、私もよく分かっているつもりでおります。その制度に当てはまらない人たちをどういうふうに、市内にいる方々を安心して生活してもらえるかということを見ると、そういった方々にもやはりきちんとした制度というのを市独自で持って、歌志内でこういうことをしていますよと、大々的にお知らせすることもできると思うのです。定住にも当然つながるし、住んでいてよかったなと思ってもらえるまちづくりにつながると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） ②の御質問のとおり、どのような世帯が何に困っているかというところをもう少し精査して、支援が必要な世帯を見極めて、新たな制度が何か必要になるのかなということも考えておりますので、その辺も先ほどと同じく研究してまいりたいと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 研究して新しい制度を、本当に生活保護を受けるか受けられないかというところのラインの人というのは、本当にぎりぎりのところで生活していて、それこそ灯油というふうにしたとか、そういうのをすごい毎日考えて生活している方々だと思うので、そういった方々の生活を安心させるというのは行政の役割でもあるし、これから当然そういうふうな人たちを救っていくということも行政の役割であると思っておりますので、ぜひお願ひしたいと思います。

市長に答弁願いたいと思いますけれども、今回補正予算において、商品券1人5,000円で合計1,400万円ぐらいかな。福祉灯油は1世帯1万円で、大体500万円ぐらいだったと思います。合わせて2,000万円ぐらいです。この2,000万円という数字でかなり生活支援の間口を広げることができるのではないかと私は思っております。定住、外に出ていかないような対策をして、まして冬季になると不安を抱えて生活する方々が多くいらっしゃる中で、この2,000万円ほどの予算をつけて通年でやっていただければ、そういった方々の不安を拭うこともできるし、定住にもつながると私は思っているのですけれども、市長、新しく4年間スタートしたのですけれども、その辺の考えを聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 福祉灯油、そして地域商品券ということのお話がありました。本当に参考になる御意見を頂いたところでございます。

灯油につきましては、やはりウクライナ、ロシア、この戦争によりまして、原油が高騰することによって、油だけでなく、様々な物価の全体的な高騰につながっていると、いわゆる油からいろいろな商品をつくるという部分で物価も連動していると思うわけでございます。これらについては、世界情勢の状況によっては、油というの、先ほど女鹿議員が言いましたけれども、一気に下がりませんけれども、下がる可能性もあるわけでございまして、これを制度化ということではなく、その都度見極めながら支給させていただきたいと思っております。当初からの制度化といいますか、毎年このように支給しますよという額の設定ではなく、その都度、状況を見極めながら考えていきたいと思っております。

また、地域商品券、これについても当初予算から制度化といいますか、計上しながら支給をするということの御意見も十分分かります。しかしながら、これも同様に、状況を見ながら対応していくというのがやはり一番よいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 次に4件目、年金収入者に関するお話をしたいと思っておりますけれども、年金収入が上がったことによって、家賃階層が上がった世帯というのは把握していないということなのですけれども、私は2人ほど、限定的になるのですけれども、2人ほど家賃階層が上がったのではないかと言っていた方もいるのですよね。その辺、もう一回調査していただければなと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 家賃算定に当たりましては、システムを使用して算定を行っているところなのですが、先ほども申し上げましたように、5年度から6年度にかけて80世帯ぐらいが家賃が上がったという世帯があります。ただ、この中で年金収入のみだけが上がったことによって家賃が上がったという、そういう細かな部分では打ち出すことができません。今回、議員からの通告によりまして、こういった件数も今割り出したところなのですが、年金収入が上がったことによって家賃階層が上がった、ここを割り出すには時間があまりにもなさすぎたといいますか、といいますのは、いろいろなパターンがございます。年金収入が上がってもその世帯数が変わった、家賃が下がってもほかの収入が上がった、いろいろなパターンがございます。ですので、家賃が上がった世帯を打ち出して、その中で一人一人細かくどういった収入になっているのかというのを細かく割り出さないと、本当に家賃収入が上がって、家賃階層が上がったという部分は割り出すことができませんので、この辺にはちょっと時間がかかるのかなと思いますけれども、これはちょっと時間かけて調べていきたいなどは思っております。

す。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 年金収入者、いわゆる歌志内でいえば50%が年金生活者だと思います。この間の選挙で収入の壁とって103万円の壁がどうのという話をされておりましたけれども、今やっているのでしょう。これは年金でも同じで、60万円と110万円という壁があるのです。年金、今までの分で物価スライドで何ぼか上がった人が歌志内にもいます、話に聞くと。年金は上がったと、よかったよかったという話は聞くのですけれども、それ以上に非課税だった人が上がって、均等割課税世帯になって、税金を払わないと駄目だと。介護保険料も上がった、その分お金を払わないと駄目だと。家賃の階層区分も変わることによって、家賃も多く払わないと駄目だと。最終的に、物価スライドで仮に2万円上がったとしても、3万円手出しが多くなったらマイナス1万円になるのです。そういった方々が今いるのですよ、実際に。これは、103万円の壁というのはパートだとか、アルバイトだとかという方々の話ですけども、今、私が言ってるのは年金の収入で、そういった壁のある人が実際にいるということなのです。介護保険料だとかというのはその自治体ではできないので、やはりどこに目を向けるかとなると、市営住宅のほうは家賃区分が設定されているので、そこを10円でも100円でも多くなったら、家賃区分が上がるのです。上がった分を、今までとステイして、できるだけ今までと同じ家賃の状況でできないかなと、私は思っているのです。話に聞くと、内払いという言葉が市役所にあるらしいので、そういった形で、今まで1万円の市営住宅の料金が、年金が上がったことによって、家賃区分が1万2,000円になったよと。そうしたら、2,000円を市のほうで取りあえず払って、今までの1万円の家賃でいいですよという、そういった形も多分できないことはないと思うのです。そういったことも、検討の課題として必要だと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 今、議員がおっしゃられた内容というのは、年金収入が上がったことによって、逆にまた負担も多くなるという、盲点といいますか、そういう部分かなと思います。

今言った、市のほうで一部超えた分、その辺につきましては、そういった世帯がどのくらいの数があるのかという部分をまず調べなければならぬと思いますので、今後の検討課題にさせていただきますと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 年金収入者というのは、やはり先ほど言ったように、50%、55%に近いくらい多分歌志内にいると思います。こういった方々、全般ですけども、市民全体に対しても、これだけ物価が上がって、自分たちの収入というのはなかなか思ったように増えているという実感がない状況なので、やはりどういうふうに自治体がそういった方々、市民に対して目を向けて、光を当てて、住んでいてよかった、住みやすいまちでよかったと思ってもらえるようなまちづくりが本当に必要かなと思いますので、最後、市長に答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ただいま年金の引上げによる家賃の階層が上がるという部分の対応ということのお話ありがとうございました。階層については、第1から第8まであるわけですので、第1が10万4,000円ということで、1円増えると次の階層になるということですので、このたびの公的年金の支給が2.7%引き上がったということに伴って、その境

目にある方については、そういった現象が起きるということは、この住宅だけではなくて、いろいろな試算、税金も含めて、いろいろな形での試算で、そういうぎりぎりのラインにいる方は、次の段階ということになるかと思えます。

しかしながら、今、女鹿議員がおっしゃっているのは、その辺のいわゆる緩和策というのですか、それについて考えてみてくれないかということのお話であったと解釈しております。これらについては、そういったことがいわゆる時限的にできるものなのかどうか、調査・研究というお話をさせていただきましたけれども、これらについては、どういった形がその辺の緩和策があるのか、これについては、ちょっと調べさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

ここで10分程度休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序2、議席番号7番、下山則義さん。

一つ、歌神のバイクについて。

一つ、炭鉱遺産の考え方について。

以上、2件について。

下山則義さん。

○7番（下山則義君） 議席番号7番、下山でございます。それでは、件名1から順次質問してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

件名1、歌神のバイクについての質問でございます。

①議会でバイクの件について質問し、答弁をいただきました。その内容で、これから今までの経緯を少しお話しさせていただきたい、質問の中に組み込ませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1番目の黒ポツでございますが、歌神の空き家でバイクを見たという市民からの情報がありました。

その関係で、2番目のポツであります。軽自動車税情報からバイクの定置場が歌志内市であることを確認いたしました。ただ、その内容につきましては、市議会に出席している全職員が、そのバイクを認識していないということも、そのときに分かりました。

3番目のポツであります。担当職員が税金がかかるとの勝手な判断で、納税状況を確認せずナンバープレートを外し、処理した事実がございました。

次、4番目のポツであります。軽自動車税申告書などでバイクの置場は札幌市となっております。

5番であります。歌志内市の車庫にバイクが置いてあることを確認いたしました。

そして、6番目のポツでございます。空き家を担当していた職員がバイクについては承知していたが、その内容の処理について、上司に対する報告を怠っていたとの説明がありました。

そこでお伺いいたしますが、アであります。今、私が話しました答弁を聞きながらつくったこの文章、ここに間違いがないのか、お伺いいたします。

イであります。職員の勝手な判断でナンバープレートを外すことは、法律的に問題がないのか、お伺いいたします。

ウであります。車庫にバイクを置いているが、帳簿処理についてお伺いいたします。

エであります。軽自動車税申告書で、バイクの置場は札幌市となっているが、歌志内にあるということは、法律的に問題がないのか、お伺いいたします。

オであります。内容の処理を上司に対して報告を怠っていたとございましたが、報告義務を怠ったことに対する処分はどのようになったのか、あるいは、これからどのようになるのか、お伺いいたします。

②であります。9月の定例会からの進捗状況についてからの質問であります、アであります。9月の定例会から今まで調べて、新たに分かったことについてお伺いいたします。

イであります。前副市長をはじめ、不適切な事務管理手続を行ってきた職員に対する処分につきましてお伺いいたします。

次に、件名の2番であります。炭鉱遺産の考え方についてからの質問であります。

①これまでの歌志内市を支えてきた基幹産業は炭鉱です。今後、歌志内市の方針として、この炭鉱をどのように考えていくのか。先日、こもれびの杜記念館を解体する、しないで、考え方が右往左往していた事実があります。

炭鉱というものは、日本の中近代の発展に寄与した最も重要な産業であり、歌志内市にも炭鉱遺産と呼べる歴史的なものはたくさんあり、それらのものは今評価されるものではなく、今後100年、200年以上先、歴史的遺産として評価されるものです。

歌志内市として、炭鉱遺産をどのように考えているのか、答弁をいただければと思います。

②であります。費用が幾らかかっても、重要な歴史的建造物として保管義務があって行っていくのか。例えば10年は解体しないでは、問題の先送りではないので、きちんと保存していくのか、していかないのかを決めるべきだと思います。お考えをお伺いいたします。

③番目であります。この炭鉱に関する遺産の取扱いについて、当然保存となれば費用がかかることは理解いたします。保存していくとなれば、各個人が保有している炭鉱に関するものは、市が責任を持って保存を行うなど、令和7年度以降の予算に反映すべきではなかろうかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

そして④であります、炭鉱に関する書物が、教育委員会・図書館・郷土館ゆめつむぎに分散されてあると聞きます。1か所に年代順に保管すべきと考えますが、そのお考えをお伺いいたします。

以上、件名は2件、質問内容は6件でございますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 私のほうから、件名1、歌神のバイクについて、①のア、答弁に間違いはないのか。イ、職員の勝手な判断でナンバープレートを外すことについて。ウ、バイクの帳簿処理について。②のア、9月定例会以降、新たに分かったことについて、御答弁申し上げます。

件名1の①のアからウまで関連がありますので、一括して御答弁申し上げます。

初めにアについてであります、これまでの議会、行政常任委員会等で建設課から御答弁した内容については間違いありません。

次に、イについてであります、他人の財産を、本人または本人に代わる相続人等の承諾なしに登録抹消手続などを行うことは、ふさわしいものではないと判断をしております。

最後に、ウの保管しているオートバイの帳簿についてであります、これまで帳簿のような

ものは作成しておりませんが、過日、軽自動車届出済証、返納証明書の写しを入手しました。この書類には、当該オートバイの車両番号、車台番号、車名、型式など自動車の車検証と同様の詳細な内容が記載されているため、当該オートバイの取扱いが決まるまで、この写しを保管することとしております。

次に、②のア、9月定例会以降、今日までに新たに分かったことについてでございます。歌神地区の空き家の緊急工事の際に発見されたオートバイにつきましては、本年の第2回定例会における下山議員からの一般質問の質疑の中で初めて承知したところであります。

緊急工事を所管していた建設課としましては、当時の担当職員や工事請負業者、札幌にあるオートバイ販売業者への聞き取りを行ったところであります。3者への聞き取りの結果、確認できたこととしましては、発見されたオートバイはフレームが曲がっており、そのままでは使用できる状態ではなく、量産型の車種であるため、修理費用をかけるまでの価値はないことや、空き家の所有者が既に亡くなっていたことから、担当職員が、今後も税金がかからないよう工事請負業者にオートバイの登録抹消手続を依頼し、工事請負業者から札幌のオートバイ販売業者に登録抹消の手続を依頼したとのことであります。なお、札幌のオートバイ販売業者が登録抹消手続で作成した書類は、会社のシステムに入力すると、自動的に売買と表示される設定になっており、簡単に手続を済ませようとの思いから、そのまま取得原因を売買とし手続を行ったとのことで、売買は形式上で、金銭のやり取りは一切ないということでありました。また、担当職員は、札幌のオートバイ販売業者の了解の下、今後、相続人等からの要請により、いつでもオートバイを引き渡すことができるよう、市が保管したとのことであります。

私からは以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私からは、件名1、歌神のバイクについて、①のエについて御答弁申し上げます。

軽自動車税申告書に関する内容の前提となりますが、申告書の定置場と、実際の定置場が異なるものについては、課税事務処理上に問題が生じますので、地方税法及び歌志内市税条例から判断すると問題に当たるものとなり、現況確認ができた場合は、速やかに現に定置場となる市町村への手続を促すこととしております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名1の①のオ、及び②のイについて御答弁申し上げますが、職員に対する処分という件につきまして関連しておりますので、一括して御答弁申し上げます。

職員に対する処分につきましては、個別の非違行為について、歌志内市懲戒処分の指針に照らし合わせて判断しており、必要の都度、非違行為について、懲戒処分や指導上の措置を職員賞罰及び賠償審査委員会で審議されることとなります。懲戒処分につきましては、その内容について市ホームページで公表することとしており、指導上の措置については公表しておりません。したがって、審査委員会での審議の有無や処分内容につきましては、御答弁を差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 私のほうからは、大きな2番の炭鉱遺産の考え方について、①から③番について御答弁申し上げます。

まず、①番の市として炭鉱遺産をどのように考えているのかということでございますけれども、炭鉱遺産につきましては、日本の急速な近代化を支えてきた炭鉱の様々な関連施設であり、炭鉱が閉山した後に残された産業遺産であると認識しております。本市においては、昭和33年、市政が施行された66年前には、大小16もの炭鉱があったと言われており、それぞれの炭鉱に関連した遺産が数多く存在していたものと思われまます。

市といたしましては、本年6月に炭鉄港推進協議会に入会し、炭鉱遺産の観光資源化により、魅力ある観光資源の一つとして、その活用を推進するとして歌志内市観光振興計画の具体的な取組の一環として進めているところであります。既に注目を浴び、観光ツアーなどが実施され、多くの交流人口の獲得につながっているとの事例もあることから、現存する客観的評価の高い炭鉱遺産を生かし、今までにない切り口での観光振興をまちづくりの一環として捉え、その持続可能な取組を進めることとしております。

次に、②でございますが、きちんと保存していくのか、しないのか決めるべきではないかというお考えについてでございます。

観光施設として安全面を考慮しながら、その施設の機能を継続し、どのように保存や管理、整備を行っていくべきなのか、まずは施設の調査をはじめとして、市民や市内の関係団体、さらには入会した炭鉄港推進協議会など、様々な方々の意見を聞きながら、その方向性について検討していかなければならないと考えております。

次に、③番でございます。7年度以降の予算に反映すべきではないかということでございますが、②の答弁と一部重複いたしますが、現在、炭鉱遺産の取扱いにつきましては、観光施設として安全面を考慮しながら、その施設の機能を維持し、どのように保存や管理、整備を行っていくべきなのか、まずは施設の調査をはじめとして、市民や市内の関係団体、さらには入会した炭鉄港推進協議会など、様々な方々の意見を聞きながら、その方向性について検討していかなければならないものと考えております。その上で、来年度、日本遺産構成文化財として登録を目指す旧上歌会館に関しましては、協議会への負担金や同施設の説明看板の設置、セキュリティ対策の強化のほか、地域おこし協力隊によるミニイベントの開催に係る費用などの予算計上を検討するとともに、施設の老朽度合いを確認するための施設現況調査などの費用についても、計上を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 私のほうから、2番、炭鉱遺産の考え方の④炭鉱に関する書物の保存についてお答えさせていただきます。

炭鉱に関する書物は原則郷土館に保存、展示と考えております。教育委員会、図書館には保存していないとの認識ですけれども、郷土館に保存できていないものがあれば、集約に努めてまいります。

また、具体的な展示方法につきましては、頂いた意見も参考とさせていただきます。

以上です。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど、女鹿副議長がバイクのことに何か興味を持っていただいて、なかなか鋭い質問をしていただいたので、ちょっとスピードアップにつながればいいなというふうな思いがございませす。これは長い間やっているのですけれども、なかなか進展しない、何かしら、前に戻ったり、あるいはちょっと違う内容の答弁があったり、私はそういうふうを感じるところがあるの

ですが、新たに事務方トップが変わられましたので、ぜひともそういったところではしっかりと素早くしていただければと思いますので、よろしく願いして質問をさせていただきます。

まず、アの問題でございますが、今までの私がこういうふうに聞きましたよ、こういうことがありましたよということを羅列しまして、それについて質問をしているわけなのですが、それに対しては、特段その内容について間違いはないということで聞かせていただきました。そうであれば、その内容について、さらなる質問をさせていただきますが、職員が勝手な判断でナンバープレートを外すということ、これは法的に、もう一度答弁をお願いしたいのですが、よろしく願います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 法的にという御質問ですが、これは何々法に基づいてそれが違反しているとかという部分は、そこまでは突き止められておりません。ただ、今回のこのナンバープレートを外す処理につきましては、適正ではなかったと判断しております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 正直、それをどの法律、どういう項目かということではなくて、ざっくりと、我々というか、公務員の方々は、まず第一にしなければならないことは、憲法をはじめとする各種法律、それをしっかりと覚えて、自分の仕事に生かしていく、自分の生活にそれを幅を広げていくということがまず望まれることだと思うのです。その法律があって、その法律をしっかりと行っていく、そして市民の方々にもそういったことをしっかりと教えていく、それが公務員の役割であると思うのです。仕事は全て法律に基づいてやるものだと私は考えています。その法律に照らし合わせても適切ではない、それをもう少し正確に、では何がどうなのだとすることを答弁いただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） これは先ほどの女鹿議員からの質問とも重複する部分になるのかなと思います。ナンバーを外すという行為につきましては、担当職員が善意で税金がかからないようにという配慮の下、行ったと、私は本人と話をしてもそのように感じております。ただ、相続人がいる中で、そちらのほうの確認を取らずに行ったという部分につきましては、やはりそこは正しくはなかったのかなと思っています。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） これに関しては、いずれも以前の質問の中でも私のほうから、私の考えということも含めて、そして一般常識ということを考えながら思うのですが、持ち主のあるバイク、そのバイクを走れるものを走れないような状況にする、これは私は善意ではないと思うのです。勝手にやった、それだけだと思うのです。勝手にやっただけで終わるのであれば、それはそれでいいのかなと思いつつも、やはりその裏には、その向こうには何かあったのではないかなという気持ちが、私は強いのです。そういうことは恐らく職員の方々は考えたくないでしょうし、考えられないのかもしれませんが、それは必ずや付きまとうことではないと思うのですが、そういったことに関して、事務方トップの副市長、ちょっと答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 職員に関してということでございますので、私、11月に就任したばかりでございますけれども、私もこれまで37年ほど市役所に勤めてきたという経歴、経過からいたしましても、課長になってからも部下がいるわけでございますけれども、基本的には部下の行動、それから仕事ぶりについては信用して進めていくというのが大前提とまず

思っています。その上で、実は、議員は前職があって、前回のときにも人間は信用することができないというようなことはございましたけれども、私はそうではなく、やはり市の職員、市役所の職員は、仕事に向かって一丸となって進めなければ、まちづくりやはり進まないと考えております。そういった観点では、あくまでもそういった職員の行動、そういったことは管理職としては、もちろん管理していく立場にありますけれども、正しい方向に導くという考えではありますけれども、ただ、まず第一義的には、信用していて、前に進んでいくということを考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） まさに教科書に載っている内容の答弁だなというふうに聞かせてもらいました。それで本当に済むのであれば、今回のこういったことは恐らくないのだと思います。きちんと規則に基づいて、法律、法令に基づいてやっていけば、こういうことはないと思うのです。こういうことがあるからそう思わせるのであって、その辺のところは、やはり上司として、そして一つのことをしっかりと固めていかなければならない立場としては、そんなことはありませんよと言いつつも、やはり何かしら私も持っておられるのではないかと思うのですよ。そういったところを、この定例会の中で話をするということになると、やはり言葉を選んで話すでしょう。それは当たり前のことです。でも、そういうことがあるのだということは忘れないでいただきたい。そのことはお願いしたいと思います。

それと同時に、他人の財産というもの、これは分かっていることですから、それでいて、ナンバープレートを外す。それは税金がかからないために、税金がかからないためにナンバープレートを外す。勝手にやっちゃって、それを上司に報告もしなかった。それについては、やはりちょっと行き過ぎているものがあるのだと思うのです。しっかりとそのバイクについて、相続人がいるわけですから、その相続人がややもすると払っているかもしれない。払おうと思っているかもしれない。それを確認せずやってしまうことはいかなるものなのかなと思うのですが、その辺についてはどのように思われるのか、お願いできますか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 私も本年の第2回の定例会、それから第3回の定例会等々、違う席で聞いていたわけなのですけれども、今回のお話のところの一番最初の原点というのは、これは議員が数年前、数か月前ですかね、兼ねてから、あの空き家の危険性を訴えてこられたことから、端を発していると私は認識しております。そのことから、やむを得ず、今回は空き家の緊急工事として処理をしたと私は認識しております。そのことによって、まず目的を果たさなければならないということの大前提に立ったときに、これはやった家の中から出てきた話でありまして、まず第一義的に行政といたしまして、市民に危険を及ぼさない、下山議員からもそういった要請、そういった市民の声を聞いて、やったものだとは私は考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 私の声を聞いてやったもの、家を壊して安全にしましょうというのは確かに言いましたけれども、中にあるものをどうのこうのということは、そのときには言った覚えはないわけであって、それが今こういう状況になっているということも、大きくやはりそのところを見ていただかなければならないのではないかと私は思うのです。まず、人のものを、使えるものを使えなくするような状況だとかというのは、それを何も報告しなかったということは、何かしら手続的なものがしっかりとされていない、あるいはそれでいいのだというような状況があるような気がしてならないのです。今回のこのことがまかり通ってしまったら、その次に、あそこまで大丈夫なのだ、いやいや、まだもう一步大丈夫だろうということが

起きないとも限らない、人間はみんなそうだと思うのです。ですから、そういうところをしっかりと押さえてまとめていかなければならないということを常に思うのですが、それについてはどのように思われるか、答弁いただけますか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ちょっとかみ合わないかもしれませんが、今回の件でいわゆる報・連・相という部分に関しましては、これは私どもは常日頃職員、部下たちに言っている話でございまして、このことが欠けているといえ、その部分が今回については確かに否めないものがあると私も考えます。ただ、そこの中に悪意があったのか、前提が何だったのかということについてはまた別の問題と私は認識しておりますので、これは前回、前々回からも、前任の副市長からも答弁があったように、悪意とかそういうことではなく、善意の中でそういった、ただそれは当時の職員が知識不足とか認識不足だということも、それも否めない部分でございまして。ナンバープレートを外せば税金がかからない、そういったことがあったと思います。

あともう1点は、今もう走れない状態になったと、はっきり下山議員に言われたのですけれども、そういうことであれば、その後、またいろいろなことが発生してくるかと思いますので、その辺のところは私たちも認識した上で、今後進めていかななくてはならないと考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 正直、税金がきちんとかけてあるのか、かけてないのかも確認しないで自分勝手にやってしまった。恐らく先走ってやってしまったことなのでしょうね、自分の思いから始まって。でもそれは、やはり所有者のあるものですから、それはあってはならない、きちんと所有者が分かって話をするまで。

税金かかる、税金かかると言いますがけれども、私、一度こういう経験があります。高齢者が、税金を納めていた息子さんが入院してかけられなくなってしまった、税金を払えなくなってしまった。そういうときに困ったという話が私のところに来て、そして、税務署に話をしに行きました。留萌という私の実家なのですが、そこでは税金はそういう状況であれば、税金保留とか何とかという言葉で、税金を取るのを止めることが可能ですよと。そういうことで、税金は一時払わなくてもいいような状況がありました。歌志内市ももちろんそういうことをやっているのではないかと思うのですが、そういうような形でいろいろな方法でできると思うのです。ただ、そのバイク、バイクのプレートを取らなければ税金がかかる。税金がかかっても払える状況ができるのであれば、私はそれで構わないと思うのですけれども、そういった方法があるにもかかわらず、そういったことを考えないでやっていくというのはどうなのかなという思いでいますけれども、それはいかがですか。

あと、税の保留と言っていました。税の保留、そのようなものがあるらしいです。私が留萌のほうで教えていただいた経緯です。そういうのできちんとやっていけば、税金はすぐ払わなくてもいいような状況ができると思うのですが、それに関してはどのように考えられるか、答弁いただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） ちょっと想定していなかった話なのですけれども、税に関しては、課税保留というのはあります。それは実情どういう状況であるか。ただ、そう簡単に使用できない状況だとか、生活がどうだこうだというレベルとはちょっと違いますので、やはり課税保留となれば、それまでのいきさつだとか、動ける動けないというだけの話で課税保留を簡

単にできるか、そこら辺もちょっと違うと私は思っていたものですから、今、何の何というところまで申し上げられないのですけれども、それらの質疑応答みたいなのを過去に読んでいたところのちょっと記憶になくて申し訳ないのですが、最終的には課税保留というのはいろいろな場面を強調しているのはありますけれども、一概に乗れる状態のもので、ちょっと入院しているから、ちょっと長引くから、そんな簡単なものではないということは、私の記憶としては思っているところです。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今、ちょっと付け足しの説明もしていただいたのですが、ただそういう手がいろいろとあるにもかかわらずというのに、やはり私は問題があるのだと思います。そういうことをやってしまったということに関しては。変な気持ちで、悪い思いでやったことではないのかもしれないけれども、やはり法令に基づいて一つ一つ積み重ねていかなければならないのは公務員の仕事だと思うのですが、そういうような状況をしっかりとつくっていかねばならないと思います。答弁をお願いできますか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） その部分に関しては、下山議員がおっしゃるとおりです。先ほどもお話ししましたが、処理をした職員の知識の不足等々、そういったことは否めないとも私も先ほど申しましたが、そういったいろいろな手法があるということは、こういったことがあつていろいろ調べて分かったこともございますし、当時、その職員がそういったことの認識がなかった、そういったところの知識がなかったということは否めないとも感じますし、それを今後、やはり職員のスキルのアップということも考えていかなければと考えているところでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） しっかりとした答弁をいただいたと思います。

正直、これから大変なんでしょうけれども、歌志内市の市役所、その職員をしっかりとまとめて、市長に補佐できるような状況づくりをしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ただ、この内容もまだまだ調べなければならないことが、私はあるのだと思います。これをしっかりと調べていただきたいと思います。

今、歌志内市にバイクがある。そして、定置場は札幌市の、要するに、もともとたどればこの書類ですよ。私が出していただいた軽自動車税申告書、これが私原則だと思うのです。この後にまたバイクが動いていますから。この後にまたバイクが、歌志内市に今ありますので。札幌で、先ほど副議長の答弁の中でも、売却とあるけれども、それは違うのだ云々という話もありましたけれども、この後にまた歌志内にあるということは、これがもう一通どこかに出ているということだと私は思うのですけれども、それについてはいかがでしょうかね。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 軽自動車税申告書の話ですが、今、下山議員が手持ちで持っていた資料につきましては、情報公開制度に基づいて入手したものだと思います。私どもは、建設課としてはその書類は持ち合わせておりません。見ておりませんが、その後、先ほどからお話ししておりますが、札幌のオートバイ販売業者、その辺とお話しした部分では、その後の移動はないかと思えます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） これが今、使用者に同じ主たる定置場、使用者に同じということは札

幌ということですよ。札幌に定置場があって、定置場にバイクを置いておかなければならぬ。なぜか、そこに税金がかかるからですよ。それが今、歌志内市に保管されていますよね。それはおかしくありませんか。ですから、私は歌志内市に移動するために、何らかの形で、こういったものが歌志内に移動されて、歌志内に保管されますよというものがある、そういう状況なのですから、これがもう一つ新しいものが、これよりも新しいものがなければ、歌志内にあるということは、法律上どうなのかなと思うのですが、それについてはどのように答弁されるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 先ほどからの答弁と繰り返しになる部分もありますが、札幌のオートバイ販売業者と面談して確認した部分におきましては、そのオートバイ販売業者は、そのナンバーを外す依頼を受けました。ただそれだけを行うことで、自分の会社のシステムを使って、この軽自動車税申告書を作成したということでございます。

その後、譲渡書も作成してお渡ししているというお話、だから、その会社からはもう手が離れていますという、そういった感覚でございます。ナンバーを一度外すために、一旦オートバイ販売業者の形上、その所有を一回移したような形にしないとナンバーを外せない、そのようにおっしゃっておりました。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 車の税金というのは、車検のある車については、税金は車検の中なのですが、車検のない車については、その定置場にみんな行くのですよね。今、これはナンバープレートはありませんけれども、税金がかかりますよね。まずこれに答弁いただけますか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） これも先ほども申し上げたのですけれども、私自身、ナンバーを外すと税金はかからないものと認識しておりました。恐らくこの担当者もそういう考えであったのかなと思います。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そうではなくて、税金が今かかっているか、かかっていないかを聞いているのです。今の段階で税金がかかっているかどうか。答弁お願いします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 税務のほうの担当という場面で申し上げますけれども、基本的には私たちのほうはその書類が届いたところを見て、札幌が定置場ということで、なおかつ抹消という手続を記された車両であったものですから、歌志内からは課税客体とならないというものとして課税はしておりません。ただ、その後、歌志内市で発見がされたということになっておりましたので、この部分については、通常はそこでなっているのですけれども、現実に先ほども答弁したとおり、定置場たるものは市町村の課税が促されるということで、本件につきましては、情報のやり取りが市が絡んでいると、そこで市のほうの建設課が中心となって、そこでどういうふうになっていくのかということに伴って、そこまでは私たちとしては、その状況を見てから課税の対応ということを考えています。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そうであれば、今、ここに建設課の課長がおられるわけですから、それがどのようになっていくのかということについては、何か話合いだとか決定したものがあるのであれば答弁いただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） このバイクの件につきましては、令和5年3月に解体したときに出てきたというのが事実であります、それが本年になってから分かったという、こういう状況であります。その中で、ナンバーを外したという手続のやり方も決してふさわしいものではなかったという、そういった経緯、これも事実でございます。

今現在、今後このバイクの処理についてどうしていくのかというのは、やはり100%正しい方法があるのかどうかというのは分かりませんが、これはやはり内部でも協議しながら、また相続人とも当然連絡を取り合ってやらなければならないと考えております。これは今後、慎重にどう進めていくかというのは、今後また勉強といえますか、協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） こういうことってどうなのでしょうかね。バイクがあって、バイクが置いてある、その定置場で課税をするということが、決定しているような気がするのですが、そういう法律に基づいてやっていくのではないですか。課税するかどうかを話し合いの下にということになるのでしょうか。ちょっとそこは分からないな。分かりやすくお願いできればと思います。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） この問題につきましては、市が関与しているところから始まっていて、そのバイクの取扱いというのは、市の建設課のほうで、知らなかったのでしょうかけれども、途中から判明したということになったもので、私たちの税務の担当からすると、基本的には申告書に基づいて処理するところなのですが、それが事実がどうであるかということが発見された。通常でしたら、軽自動車の部分というのは、軽自動車協会から発信されてくる書類をもって課税処理をしますから、ただ、誰々さんが車を買ったよ、誰々さんが廃車をしたよというような届出の書類になりますけれども、それを税務の担当職員が一件一件確認してということは当然事務手続をしてはしません。それとは別に、実態主義という部分の定置場の中が、札幌にあるべきものが歌志内にあった。それは先ほどの建設課長の説明の流れの中でも、ペーパー的にナンバープレートを外してということになった話になっていると思います。当方の課税の部分については、誰がという部分について、一旦はもう抹消されたということで、札幌のほうに移転していると思っております、うちは課税から外しています。ただし、実は現に出てきたのだと。その部分については、建設課というか、市のほうが関与した案件となっておりますから、そうすると、建設課長の答弁ではないのですが、そのときには分からなかったけれども、相続者だとか、そういう関係者だとかということも分かってきたという話になっておりますから、その部分で、誰が本当に、そのバイクを今、今後どうするのかというのが明確になっていません。例えば、いろいろ話し合った結果、市のほうで最終的には預かり先が市となれば、公共団体なものですから免税扱いになると思います。けれども、相続人がきちんと取るとなると、そこについては、私たちとしては課税をしていきます、当然ながら。

また、本件については、令和5年3月からの話ですね。そうすると、我々からすれば法定納期が3年というのを持っていますから、まだまだ調定だとかをする上でも、3か年最大限を使うと、遡ったとしても全然問題なくできると。それは、令和7年5月31日まで対応できるという調整をします。ただ、それが、今、協議していて、その最終的な話だとか、どういう経過というのは、私たちは、そこは調査中ということで伺っているものですから、それを最終的にどうなるかなというところで、課税の客体としてどう見るかということ、またその先、税の担当としては、出てくるのかなと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 最初の答弁ですと、もっともっとスピードアップできているのかなと思ひながら、そうではなかったような感じですよ。ちょっと非常に残念です。ただ、こういうことがあってはならないなという思いが、やはり強いものですから、どうしてもこういう質問の仕方になってしまうのですけれども。やはりいいものはよくて、駄目なものは駄目なのです。これはもう本当に間違いないことだと思うのです。ここまでやっても大丈夫、ここまでやっても大丈夫となると、どんどんどんどんそれが広がってしまうような状況はあると思うのです。その辺のところは、副市長がしっかりと職員を固めていかなければならないことだと思います。まだなつて間もない時期なので、あまり言えないのですけれども、こういうことがあったのだということを忘れてほしくはないというふうな思いで今います。

これ以上何を確認しても出てきそうもないので、ちょっとこの問題については、今日は離れたいと思います。

次に、炭鉱遺産についてであります。

費用が幾らかかってもということで質問をさせていただきましたが、はっきりと決める、例えば今、こもれびの杜記念館ですか、こもれびの杜の建物なのですけれども、相当な金額がかかるのではないかなということで話がありました。恐らくこれが市民の方々へのアンケート、これから行われる、そして決定するのかなというふうなことを考えるのですが、私は市長の考えで、これはもう守っていくのだ、これはしっかりと後世に残していかなければならない。これだけかかるのだったら、ちょっとこれは考えなければならぬ。あるいは小さくして、残すところを残してということが、そういう形になるのかなと思っていたのですが、いまいちそうではなくて、市民の方々というふうな形で今進んでいます、市長、これに関してはどのように考えてということでされるのか、答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） これにつきましては、今後、アンケート調査をやろうということで、予算を取らせていただいたところでございます。やはり残すべきではないかという意見もございましたので、これについてはアンケート調査の中で分析をしなければならぬと思っております。

私が意見としてどうだということではございませんけれども、今までの過程からしますと、壊すということで、壊す設計委託費を計上していたという経過もございます。そういったことからすると、完全にあれを復旧して、元どおりにしてということになりますと、相当の費用がかかると思います。しかしながら、アンケートを無視して、強行といいますか、同じような原型にとどめるまでしなければならぬのかなというのは、どうなのかなと思いますけれども、アンケートの状況を見ながら、また議員の皆様にも報告をしながら、方向性を決めていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） こもれびの杜記念館、それについては分かりました。

あと、ほかにもまだいろいろとあります。そして、先ほどちょっと質問の中で組み込ませていただきましたけれども、そのほかにも個人が持っているものとか、それで珍しいものとか絶対あると思うのですよね。大正館もまさにそのとおりだと思いますし、それ以外にも様々な方々がおられる。そういったものにもしっかりと目を向けて、これはもう今、どこにもないぞというものが必ず何かかにか出てくるのではないかと思うのですよ。そういったものにも目を向けていかなければならないのかなと思うのですけれども、それに関してのお考えをお示ししていただければと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 人口減少とともに、建築系のインフラというものは、今14万平方メートルの床面積を持つわけでございます。したがって、これらについては、やはり1人当たり面積というのは非常に多い状況になっております。他の自治体を見ても、産炭地は特に多いわけでございまして、市営住宅が占める割合というのは、床面積約6割程度を占めているわけでございます。炭鉱遺産も含めて、プライオリティー、いわゆる優先順位をしっかりと見極めながら進めていかなければならないと思っております。

特に今、日本遺産の構成施設といえますか、ロマン座を今後エントリーしようとしております。また、議員の方々の意見の中でも大正館の扱い等についても御意見を頂いております。私は2期目に対して、それらの芸術文化、地元のそれを推奨しようということで、この資源を観光産業にも寄与するような資源と私は位置づけております。

しかしながら、様々ないわゆる施設が公共施設も含めてあるわけでございます。このたびの一般質問の中でも公共施設、学校とか、そういったものの今後の取扱いも御質問の中に見えているわけでございます。そういった中からすると、やはり経済効果も含めて、どのような波及効果があるのか、そういった部分を慎重に見極めながら、壊すのか、残すのかということ、しっかりと決めながら進めていかなければならないと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今、市長が言われましたように、全てがでなくて、取捨選択、これは絶対に必要だと思います。同じものがたくさんあってもという思いもありますけれども、これは絶対に残さなければならないというものにピンポイントを当ててということも必要なのかなという思いでございます。

ただ、このことに関しては、若い世代の人たちは、例えばこもれびの杜記念館に関してはあまり使ったことがない、あるいは若いときに使ったことがない。だから、何となく大切さというか、その文化的なものについては離れてしまう。それよりもロマン座のほうが常に自分たちが使っていたという関係があって、そちらのほうには力を注いでもらいたいという、そんな思いもあるのかなということでもありますけれども、ただ、全体的に見て、これはもう残しておかなければならないものだという事で、市民の方々のアンケートでそれは残すべきだということになれば、それは多少のお金がかかっても、あるいは規模を小さくしてでも残すべきではないかと思いますが、それに対する答弁をしっかりとお願いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） アンケートの結果、残すべきだということになった場合はどうなのだという事ではないかなと、私は解釈いたします。

これも全体を残すということになりますと、冒頭お話ししましたように相当の費用がかかるわけでございまして、そういった費用対効果も含めて、場合によっては、この部分は必要では

ないかという部分を残すという方法もありますし、場合によっては、この部材は、この造りはやはり一部を切り取って、どこかに展示すべきだとか、そういった意見もあろうかと思しますので、そういった意見を聞き取りながら、また御提案できるような形で進めていければと思っています。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 前にこもればの杜記念館を見たときには、天井の形ですとか、はりの芸術的な彫刻があるような状況、あるいはガラスの造り、あれが今は本当に珍しいものだというのを聞いています。ぜひとも、必要なものはしっかりと残して、歌志内市は以前にはこういうものがあつたのだということの後世につなげていただきたいと思います。

それと、教育長のほうから答弁いただきたいのですが、先ほど言いましたように、炭鉱の資料がいろいろなところにあるということをお聞きしたものですから、そうであれば、それは一とこにまとめて、年代ごとにどういう状況になっているかと。そして、それも後世につなげていけるような状況ということで、先ほども質問して答弁いただいておりますが、ちょっと教育長のお考えを、その点について伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 炭鉱等についての資料、資産というものがいろいろなところに分散されているというのは、教育委員の方からお聞きしております。それで、先ほどの答弁にもありましたけれども、基本的に今、ゆめつむぎですね、郷土館がそういう集積場としてなっているという状況もありますので、まずはそこにある程度集積をしていくと考えております。

まず、どこに何があるかを発掘しないことにはなかなか分かりませんので、それらもいろいろと皆さん方関係者のほうを探し出すという労力といいますか、そういうことも行いながら、できるだけ1か所ないし、今後いろいろ文化遺産の部分、先ほどから質問がありましたけれども、そういう部分において、ちょっとエリア的に、いわゆるゆめつむぎを中心としたエリアに集積をしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。

取りあえず、今、歌志内市では、炭鉱というものを遺産にするかしないかということ、これがいずれ決定していくのだと思います。もしもそういうのが決定していきますよとなった場合、やはり力を合わせて、皆さんのそういう歌志内の昔はこうだったのだということの後世に残していくべきだと思います。その辺のところは、教育委員会の方々もしっかりやっていただきたい。

それと、今、新たに副市長になられまして、こういう形で質問させていただきましたけれども、歌志内市の市の職員をしっかりと固めていただく、これは本当に大切なことだと思います。皆さんの考えが違っていたり、報告しなければならぬものを報告しなかったのだと。やはりそれには何かかにかの原因があると思うのです、今までの流れを汲み込んでも。そういったものをしっかりと排除しながら固めて、そのような状況、新たに副市長になられました東所副市長から答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 身に余るお言葉ですということで、受け止めたいと思います。

先ほどの答弁でも話しましたがけれども、基本的には私たち、これまでも部下たちの話をよく聞いて、信用して仕事を続けてきておりますけれども、繰り返しになりますけれども、報・

連・相というのは、社会人としても大切なことですので、そういったことはまだまだこれから徹底していきたいと考えています。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。

これで、私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時07分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序3、議席番号3番、山崎瑞紀さん。

一つ、市民と協働でつくるまちづくりについて。

一つ、行政運営の体制について。

一つ、新たな市役所庁舎の在り方の検討について。

一つ、投票率向上に向けた取組と投票所の在り方について。

以上、4件について。

山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 通告書に従いまして質問させていただきます。

件名1、市民と協働でつくるまちづくりについて。

様々な地域課題に対応していくためには、市民との対話の場をより多く設け、市民の思いに直接寄り添い、行政に対する要望や意見を的確に把握し、互いに共感を持ちながら各種事業を進めることが重要であり、「ともに考え、ともに行動する」協働によるまちづくりを進めることが重要と考えます。

そこでお伺いいたします。

①歌志内／夢・まち未来会議の開催状況と、主な話合いの内容についてお伺いいたします。また、来年度以降も継続していくお考えなのか、お伺いいたします。

②まちづくり懇談会は必要に応じて開催するとされておりますが、今年度の予定についてお伺いいたします。

件名2、行政運営の体制について。

柴田市政の2期目がスタートを切ったわけではありますが、市長が掲げる公約の実現をはじめ、総合計画・総合戦略に掲げる各種施策を推し進めるためには、市民を主体としたまちづくりの仕組みはもとより、そのけん引役となる市役所の組織体制の構築を図ることは大変重要なことと考えます。

近年、一部、組織機構の変更があったものの、新たな行政課題に対応した組織体制や、組織力を高める取組なども必要と考えます。

そこでお伺いいたします。

①組織体制に関わり、新たな行政課題をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

②行政組織は、時代のニーズを背景に柔軟に対応すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

③市役所の組織力などを高める取組の状況についてお伺いいたします。

件名 3、新たな市役所庁舎の在り方の検討について。

第3回定例会一般質問においても、御質問いたしました。耐力度調査の進捗状況と、現段階における検討状況についてお伺いいたします。

①行政運営の体制と庁舎の在り方については、連動するものと考えますが、認識についてお伺いいたします。

②耐力度調査結果を前提に検討開始との第3回定例会での一般質問の答弁でありましたが、改めて庁舎の在り方の検討について見解をお伺いいたします。

件名 4、投票率向上に向けた取組と投票所の在り方について。

昨今、有権者数の減少や期日前投票が定着し、投票当日の投票者数が減少しているなど、投票所を取り巻く環境が大きく変化しており、投票管理者や投票立会人の確保、投票所業務に従事する職員の配置にも苦慮しているという記事を拝見いたしました。

また、その中には、高齢の投票者への課題も記載されており、高齢者や体が不自由な方などが投票しやすい環境の見直しとして、投票所のバリアフリー化、簡易スロープの設置などが記載されていました。

当市におきましても、そのような課題を抱えていると思っておりますが、投票に行きたいけれども行く手段がない、体が不自由で行けないなどの課題を抱えている方も少なくないのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

①当市の高齢者の投票率はどのくらいなのか、お伺いいたします。

②高齢者の投票率を向上させるために何が必要と考えているのか、お伺いいたします。

③高齢者や体が不自由な方の投票に対する現在の対応についてお伺いいたします。

④期日前、投票当日の投票所への移動支援についてお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 私から、件名1、市民と協働でつくるまちづくりについての①、②について御答弁申し上げます。

初めに①の夢・まち未来会議についてでございますが、本会議はまちづくりに関心を持つ市民等が参加し、本市における将来のあるべき姿や夢、その夢を実現するための方法などを自由に語り合う場を設け、参加者一人一人の意見から住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現を目指していくことを目的として、令和3年度に設置いたしました。

開催状況につきましては、令和3年度7回、令和4年度5回、令和5年度4回となっており、本年度は現状開催できておりませんが、現在、開催に向け準備を進めております。

話合いの内容であります。これまで道の駅周辺の活用、児童館等一元化施設完成後のうたみんの利用など、数多くの意見や提案があり、中でも令和5年度から実施の女性への専門職資格取得に対する支援や子育て世帯等に対する引っ越し費用の助成は、本会議での意見等を施策に反映したものであります。

来年度以降も本会議については、継続して設置する考えでございます。

次に、②のまちづくり懇談会についてでございますが、まちづくり懇談会につきましては、昨年、まちの将来について、市民と行政が情報共有を図り、市民主体のまちづくりを推進するため、市長が市民と直接意見交換を行う機会として、初めて開催いたしました。

本年度まちづくり懇談会の開催予定はございませんが、直接市民の皆さんと対話すること

は、市民が主役のまちづくりを進める上で、重要な取組の一つとして捉えております。

現状におきましては、市内各団体の行事や会合への出席の機会に、多くの市民の方々と直接対話しながら、市民ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名2、件名3、そして選挙管理委員会事務局長も併任しておりますので、件名4につきましても御答弁させていただきます。

初めに件名2、行政運営の体制についての①組織体制に関わり、新たな行政課題をどのように捉えているかについてでございますが、行政課題につきましては、少子化、高齢化、過疎化、医療・介護、公共交通、デジタル化など、期限を区切った臨時的な課題や、恒常的に対処していかなければならない課題、全国的な課題や地域独自の課題など、様々なものがあり、それらに対し、行政全体として、組織の中で適切に対処していく必要があると考えております。

次に、②行政組織は、時代のニーズを背景に柔軟に対応すべきということに対しての見解でございますが、その時々行政課題や、必要とされている事項について、行政として柔軟に対応していくことができる体制づくりが理想ではありますが、限られた人員や組織機構を見直すまでの間、既存の組織で対応しなければならないという現実もございます。したがって、これらの課題やニーズに対して、時期を見据えながら、必要に応じた組織の変更や、組織を超えた横断的な対応など、様々な工夫が必要になってくると感じております。

次に、③市役所の組織力などを高める取組の状況についてでございますが、組織は職員が協力し合い、団結することで大きな力を発揮します。複数の職員が助け合い、連携を取ることで、様々なことが達成できたり、予想を上回る効果を上げることができます。必要に応じた組織機構の見直しは、もちろん必要であります。組織力を高めるために、全員が同じ方向を向き、それぞれの役割を全うすることが不可欠で、目的や目標の共有、人材の育成、管理職のリーダーシップが重要であると認識しております。

次に件名3、新たな市役所庁舎の在り方の検討についての①行政運営の体制と庁舎の在り方の連動についての認識でございますが、第3回定例会でも御答弁させていただきましたが、現在の庁舎は防災拠点として、立地の不完全さや行政サービスの提供の場として、老朽化による不具合があることは否めず、行政運営の体制に少なからず影響はあるものと認識しております。

庁舎の在り方について検討するときには、行政全体の体制も含めて検討する必要がありますし、庁舎建設となりますと、建築費用が将来的な財政運営に影響を与えることとなるため、財政面なども含め、庁舎の在り方は行政運営と切り離すことができないと認識しております。

次に、②の庁舎の在り方についてでございますが、第3回定例会での答弁内容に変わりはなく、低額な事業ではないため慎重に行う必要があること、将来にわたって満足いく結果となる必要があること、また、将来の財政状況に大きく影響を与えることでもあるため、重要な基礎資料である耐力度調査結果をはじめ、各種資料を取りそろえながら慎重に検討する必要があると考えております。

耐力度調査につきましては、年度末に調査結果を受ける予定となっておりますが、現時点での調査状況について委託事業者に聞き取りをしたところ、躯体の強度については設計基準強度を上回る結果が出ているとのことで、現在は設備等についての更新費用の積算を行っている最中とのことでした。躯体は緊急を要する程度の状態ではないため、今後は正式な調査結果を受けた後に、住民意見を把握するための調査の実施を含め検討していくこととなります。

次に件名4、投票率向上に向けた取組と投票所の在り方についての①高齢者の投票率についてでございますが、投票区や投票時間帯別の投票率につきましては把握しておりますが、年齢別の投票率につきましては、調査や集計の対象ではないため、把握しておりません。

しかし、本市の高齢化率から判断して、先日執行した衆議院議員総選挙の全体の投票率である64.47%よりも高い投票率であると思われまます。

次に、②の高齢者の投票率を向上させるために必要なことについてでございますが、高齢者の投票率を向上させるためには、投票所のバリアフリー化により、どなたでも投票しやすい環境を整備することが必要だと考えております。

ただし、施設の構造や用途により、全ての投票所を完全にバリアフリー化することができないため、土足で入ることができない投票所では、靴の着脱がしやすいよう玄関に椅子を配置することや、投票に従事する職員が目配りをして、必要な介助をするなど人的な対応を含め、可能な範囲で環境整備をしております。

次に、③の高齢者や体が不自由な方への対応についてでございますが、各投票所では、筆記が困難な方には、事務従事者が代筆する代理投票、視覚障害の方には、点字投票を選択できるようにしております。また、車椅子を配置したり、車椅子のまま投票できる記載台を設置しております。

最後に、④投票所への移動支援についてでございますが、現時点では移動支援を行う計画はありませんが、今後、投票所の統合や変更により、投票所までの距離が長くなった場合や、公共交通機関での期日前投票所への移動が不便になった場合などには、移動支援についても検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ありがとうございます。順次、再質問させていただきます。

未来会議についてであります。これまで未来会議で出た意見などにつきましては、市に対しすごく有益な提案などがあり、施策に反映されている状況であります。今年度中の開催に向けて準備を進めているとのことでしょうか。また、今年度中に開催の回数の予定などがあればお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 今年度の開催についてなのですがすけれども、準備を進めておまして、早いうちに開催したいということで進めているのですがすけれども、今年度につきましては、2回もしくは3回程度開催できればと考えているところでございます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） この会議につきましては、様々な市民の方から大変貴重な意見を聞ける場として、大変重要だと私も思っております。来年度以降も本会議につきましては、継続して設置するというお考えなので、よろしくお願ひしたいと思います。

各世代の市民の率直な声を直接聞き、市民が思い描くまちづくりを実現できるよう、今後も取り組んでいただきたいと思います。

次に、まちづくり懇談会についてなのですがすけれども、市民の思いに直接寄り添うことは大変重要な取組と考えます。今後もまちづくりを進めるに当たっては、共に考え、共に行動する行政の姿勢が必要だと思います。このお考えをお伺ひしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 先ほど御答弁させていただきましたとおり、市民の皆さんの

意見を集約といいますか、意見を直接お伺いして、市政に反映する、それが市民主役のまちづくりを進める上で、重要な取組の一つとして考えているというところでございます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） よろしく願いいたします。

住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現には、市民と共感を持ちながら、まちづくりを進める必要があると考えます。今後も、きめ細やかに市民との対話の機会を設けていただきたいと思います。

次の行政運営の体制についてなのですが、行政組織は、時代のニーズを受け、一つの目的を達成するため、臨時的に、または短期的に組織を構築するという重要性、柔軟性が必要と考えます。

例えば、自治体DXへの対応などは必要な組織の一つではないかと考えますが、そういった点はいかがでしょう。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） もちろん今、DXは全国的に進めておりますので、大変重要だと思います。歌志内市の場合は、それを専属のグループですとか課をつくらずに、総務課の中でやりましょうという選択をして、現在進んでおります。

この先、DX化全体が、まだこれからいろいろなことがデジタル化するといったようなことになってきますと、もしかすると、総務課の中では賄い切れないということも出てきます。そのときには、総務課から独立したグループになるのか、課になるのか、組織を見直していく必要があると考えております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 分かりました。

人員体制など難しい課題とかも結構出てくるのかなとは思っているのですが、町村など小規模自治体では基本組織との兼務での対応も見受けられております。短期的な課題などへの対応としまして、恒久的な組織にかかわらず、専門分野として一時的な組織強化という手法も必要と考えます。柔軟な組織対応をお願いしたいと思います。

次に、市役所の組織力を高める取組についてであります。他の市町では、組織力向上プランの達成に向け、将来の市町村を支える職員力と、自立的に新時代を切り開く組織力のさらなる向上が必要であると考えており、プランでの取組のさらなる定着、活用を図るとともに、今後の新たな課題に的確に対応するため、職員力・組織力向上プランを策定しているところもあるそうです。当市も今後、このようなプランを策定することが必要であるかと考えますが、いかがでしょう。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 現在のところ、歌志内市ではそのようなものはつくっておりません。議員が言われるように、そのようなことも必要だと思います。代わりに、歌志内市では、職員研修計画というのがありますので、それに沿って、個々人の能力の向上だとかそういうことを、専門性を高めたりするようなことをできるような研修計画をつくって、それに沿った研修を割り当てたりしながらしておりますので、代替とまでは言いませんけれども、そのような研修計画がございます。議員が言われた職員の研修計画につきましても、必要とあれば検討していかなければならないと今感じているところでございます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 今後、検討していただけるということで、人口減少、少子高齢化が進

み、社会経済状況が急激に変化する中、行政ニーズは多様化、高度化していると思います。市全体の組織力を高めていくためには、職員間の関係性や連携の強化に加え、各所管が助け合うことのできる仕組みづくりが必要と思います。また、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、職員一人一人が自主性・自立性を高め、様々な取組を進めていかなければいけないと思います。

組織マネジメント力の向上や、職員の能力が十分に発揮できる職場環境づくりなど、組織力の強化に向けた取組が重要であります。組織として課題に対する力の向上を図りながら、限られた財源や資源を最大限に活用した市民サービスの効率的な提供を可能とする効率的な行政経営基盤の確立に向け、今後も取り組んでいただきたいと思います。

次の市役所庁舎の在り方についてです。

調査結果を受けた後に、住民意見を把握するための調査の実施を含め検討していくということの御答弁でした。

市役所庁舎は行政運営の基盤となる重要な要素の一つでもあり、まちの顔でもあると考えます。このことは近隣市町の庁舎建て替えの状況からも明らかであると思います。そういった観点での庁舎の在り方に対する認識についてお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 恐らく以前も御答弁したかと思いますが、やはりランドマークという言葉を使って、庁舎は市の顔でございます。また、近隣を見ますと、結構たくさんところが時期的に建て替えの時期が重なったり、今新しい庁舎になってきております。歌志内ではそういうのがいいのか、改修がいいのか、ここをもう少しリフォームではないですけども、直すのがいいのかというような選択肢があるかと思っておりますので、それらにつきましても、耐力度調査の結果を参考にしながら決めていきたいと考えているところでございます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 今後、決めていただくということで、私はまちの顔という観点では、より多様な人材の確保にもつながるきっかけとしても重要な要素ではないかなと考えております。様々な方向性で今後も積極的な取組を期待したいと思います。

次の投票率についてです。

年齢別の投票率につきましては把握しておりませんが、やはり高齢者になると徐々に下がっている傾向なのかなとは感じております。でも、当市は空知管内ですと、投票率はそれほど低くないとは思っております。投票率が低い、年代では出していないということなのですが、様々な年代の方が投票に行ってもらおうということが課題の一つでもあると考えますので、様々な対策を講じて、さらなる投票率の向上に期待したいと思います。

次の高齢者の投票率向上に関してなのですが、様々な方法で投票率の向上に向けて取り組んでいただいていることとは思います。そのような中ではありますが、少子高齢化が進む当市におきましては、またさらなる取組も必要なのではないかなと感じている部分ではあります。

他の自治体の中では、投票所において、高齢者や障害のある方がサポートを受けやすくするために、選挙支援カードまたは投票支援カードなどを策定し、導入する自治体が増えているみたいです。カードというと、小さいものを連想しますが、A4版にホームページからダウンロードして、簡単な項目で手伝ってもらいたいものに丸をつけて差し出す、そういったものでございます。また、口頭による申出が困難な場合、必要な部分を記入、提示し、職員からサポートを受け投票ができるものでございます。このような支援カードなどの導入のお考えにつ

いてお伺いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（北風是紀君） 議員言われたお話、私もインターネット等で見た記憶がございます。確かに、例えば投票カード、支援の必要な項目にチェックを入れてくださいなどというようなものを置くと、早いといいますか、話しにくいということもないので、いいことだとは思いますが。歌志内市の場合、人口が少ないということもございまして、比較的住民の顔が見えて、この方はこういう援助を必要とされるというのがよく分かったりする場合がございますので、今のところはそのような投票カードがなくても、比較的うまくいっているものだという認識であります。

この後、予定でいくと国政選挙になります参議院の選挙がございますので、そのときまでにどのようなことができるか、まずは考えてみたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 投票に行きたくてもちょっと不安がある方に対して、こういった支援も必要だと思いますので、積極的に取り入れていただきたいと思います。

そして、投票に行きたくても行けない事情を抱えた高齢者が増加しているような状況もあるとは思いますが、視力が低下した方や、ふだん行き慣れていない雰囲気での場所での緊張感で、誰に投票しようとしていたのか瞬間的に忘れてしまうこともあるみたいです。いわゆる度忘れというのですかね、頻繁に起こるような状況だと思うのですが、特に人の名前が出てこないことなど、よくあることではないかと思えます。そのような不安や心配をなくするため、投票所への投票者等の名前を書いたメモなどを持ち込むことはできないものかなと調べてみたのですが、載っていたのが、選挙人が自らの備忘録としてメモを投票所に持ち込むことはできます。しかし、メモとしての常識を超える必要以上に大きな紙に書いたもの、メモと称するものを持って選挙運動まがいの行為を行うなどについては、投票所の秩序を乱す行為、投票干渉を行う行為、選挙の自由を妨害する行為等に当たるおそれがありますので、注意が必要ですよというふうに書かれたものを見ました。当市におきましては、こういったような選挙人が備忘録として御自身で書かれたメモなどを持ち込むような投票をした事例というのはあったのでしょうか。

○議長（本田加津子君） 北風選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（北風是紀君） 法的には恐らく議員が言われるようなところの線引きで、いいですよ、悪いですよとなろうかと思えます。

私が過去に見た範囲では、メモで忘れないように見ている方もいたのではないのかなとは思いますが、あまりポケットから何回もやると逆に投票用紙を持ち帰るのではないのかというふうにもなりますので、そこはいろいろ難しいところがあるのでしょうかけれども、そのような方もいたようには思いません。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） そういったことができる状況なのかというのは、大々的な周知方法かというのは難しいとは思いますが、投票に来た方のそういった状況に寄り添っていただきたいと思えます。

投票者の貴重な一票を無駄にしないため、投票したいと思う人に確実に投票できるよう、そういった方たちへの御協力をお願いしたいと思います。

次、高齢者や体の不自由な方に対する現在の対応についてなのですが、各投票所には事務従事者というのですか、何名ほど必要なのでしょうか。

○議長（本田加津子君） 北風選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（北風是紀君） いろいろ投票の、今回の衆議院で言いますと、小選挙区と比例代表と国民審査と3回投票するものですから、それだけたくさんの事務従事者が必要なのです。逆に、市長選挙みたいな投票回数が1回となりますと、従事者もそれだけ少なくなるのですけれども、大概5人から8人とか、それぐらいの間でやりくりは1投票所ですいているかとは思いますが。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 先ほど、援助が必要な方が来た場合には、職員が目配りをして介助をするということなのですけれども、投票所に投票業務に従事している5名から8名ということなのですけれども、その方たちの中からは介助に入れる従事者というのは、何名ぐらいで介助に入れる感じのイメージなのでしょうか。

○議長（本田加津子君） 北風選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（北風是紀君） 投票時間帯にもよるかと思うのですが、歌志内市の場合は比較的朝の早い時間が比較的混み合いますので、それぞれの従事者がいろいろ一生懸命するのですけれども、手が足りなくなるといことはあまりないのです。少なくとも投票管理者とか職務代理者、この者は投票に来られる方と直接やりとりはしませんので、2人はいますし、それ以外にも、歌志内市の場合は当日の投票者数もあまり多くないので、自由になると言ったら変なのですけれども、目配りが比較的できるほうではないのかなと考えております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 当市の投票所は7か所あり、もし5名から8名従事者がいるとしたら、最大70名程度ぐらいが業務している現状ではないかなと思います。その中には、投票事務に引き続き開票事務に携わる職員も相当数いらっしゃると思うのですが、夜遅くまで開票作業を行い、翌日は恐らく通常どおり勤務に就く方も少なくないのかなと思います。また、近隣の市町では立会人を務める住民の高齢化も課題となっており、拘束時間が長かつらいという声も出ているそうです。そのような部分も加味して、当日の投票時間の短縮なども必要ではないかと考えます。投票時間の短縮を図り、開票を早くに始めることができれば、有権者に結果を早くお知らせできたり、また、立会人や動員されている市職員の負担軽減や時間外労働の削減にもつながるものではないのかなと思います。そういったお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（北風是紀君） 歌志内市の場合は、指定された投票時間を1時間早めて、午後7時までということ今実施しているような状況なのです。最大で、近隣を見ますと、6時で閉じているというまちがあったりというのを見受けられます。投票所を早く閉めて今度開票に行きますと、法的な部分は細かく突き詰めて、今手元にないのですが、基本的に開票は所属する、行う選挙管理委員会の告示で開票の時間等を決めていくはずなのです。そうしますと、市町村で、市でやるような選挙につきましては開票の時間を早めることができるものだと思うのですが、国政選挙になりますと、開票する時間というのが8時以降になりますので、極端な話、歌志内だけ先に投票結果が速報値が出ると、ほかの投票にも影響を与えかねないということがありますので、開票の時間をなかなか動かせないというのが実態かと思われます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 各投票所ごとでも全体でもいいのですけれども、時間ごとの投票者数、投票率でも大丈夫なのですが、把握はしているのでしょうか。

○議長（本田加津子君） 北風選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（北風是紀君） 投票時間ごとは1時間ごとに出しておりますので、7時から始まりますので、7時から8時の間に何人が投票しましたとか、1時間単位では投票者数とパーセンテージというのは把握しております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 把握しているということで、広報うたしない12月号の衆議院議員選挙の投開票結果を見ますと、各投票所ごとの有権者数も様々な状況でございます。その中で、各投票所の時間帯ごとの投票者数のデータが出ているのであれば、例えば、この投票所は午後6時から7時は一人も投票に来なかったなど、把握はしているのではないかと思うのですけれども、そのような実情に合わせ、投票者数にも応じまして、時間の短縮も必要ではないかと思えます。再度、時間短縮についてのお考えを伺いたいと思えます。

○議長（本田加津子君） 北風選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（北風是紀君） 今回の衆議院の総選挙で見ますと、やはり例えば後半、5時以降とか来られていない投票区があったり、まちまちで集計はされております。それで、極端な話、この投票所については、例えば5時でやめましようとかというのはなかなか難しいものがございますので、やはりやるとすれば全投票区一律に、例えば、今歌志内は7時なのですけれども、7時までの投票時間を1時間早めましようとか、そんなような一律的な考えが一般的ではないのかなとは思えます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ちょっと難しいのかなということは理解いたします。こういった今までのデータを基に、地区の実情に合わせて、今後も様々な検討をしていただきたいと思えます。

先ほども申しましたが、立会人の高齢化が課題となっている状況ではあると思えます。そのような中、神威児童センターが今後、児童館等一元化施設に統合するようになれば、1か所の投票所業務に従事する職員はもちろん立会人の負担もなくなるのではないかなと考えるのですけれども、そこで、一元化施設が完成した後は、神威児童センターの利用は考えているのか、もしくは第4投票区として新たな投票所を設ける考えなのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（本田加津子君） 北風選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（北風是紀君） 現実問題として、神威児童センターが一元化施設ができますと、あそこは使用されなくなりますので、もしかすると、その施設自体が閉じてしまうということになるろうかと思えます。

投票所の例えば集約ですとか代替の施設というのは、選挙管理委員会の中で委員と話を決めていくことなので、私の一存ではこの場では言いかねるのですけれども、一般的に見て、神威の市街から美山の手前までのエリアを投票区としております。そこがなくなると、そこの方たちは歌神の集会所か中村のところに行かなければなりませんので、移動距離が長くなりますので、はてどうしたものかと。それであれば代わりのところを探しましょうかというようなことが予想されます。その中で、今後考えていきたいと思えます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 今後考えていくということなので、有権者のことを第一に考えて、投票しやすい環境づくりを検討していただきたいと思えます。その際、いろいろ決まったときに

は市民への周知を徹底していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、期日前の移動支援についてなのですが、令和3年12月定例会の一般質問の中で、他の議員から移動式の期日前投票所に関して質問がございました。情報を集めながら検討していきたいとの回答をされておりますが、高齢化率が高い当市において、投票しやすい環境づくりのためには必要と思うのですが、その後の検討状況についてお伺ひしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（北風是紀君） 移動支援を考えていきますということで答弁させていただきました。いろいろ内部で話はして、期日前の投票自体が、人口が減っている割には横ばいあるいは微増というところになっていきますので、期日前の投票自体がかなり浸透してきているのかなというところがございますので、そして、市全体の投票率も、ほかのまちと比べてもそれほど低くはないという現状があることから、それよりも先に、投票区自体がかなり投票の人数、投票者数が減っているところがあるものですから、そちらのほうを先に、今考えていきたいと思いますというところで話を進めているのが現状でございますので、移動支援につきましては、その後、一時保留という、継続ということになっております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 移動式の期日前投票は一時保留ということなので、状況を見ながら随時検討していただきたいと思うのですが、昨今、期日前投票制度が定着しまして、期日前に投票を済ます有権者が増えている傾向にあることと思います。そこで、交通弱者に対する投票しやすい環境づくりを整える方法としまして、期日前投票を行っている市役所までや、投票当日の各地区の投票所までの移動手段の配慮も必要ではないかと考えます。時間とか送迎回数を大体決めまして、市内一周するバスで運行するのか、例えば投票券を持参すればタクシーで往復100円なのか、200円なのかというところを設定していただいて、行くことができる方法などいろいろあると思います。もし投票地区の変更もお考えであれば、そういった取組も併せて考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 北風選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（北風是紀君） 最初に④番で答弁をさせていただきましたけれども、現在のところ、やはり投票率がそれほど下がっていないとか、いわゆる期日前の投票が一般的になりつつあるというところで、現在のところ、移動支援を行う必要は、そこまでの必要はないのではないのかという考えでございまして、今後、先ほども答弁させていただきましたけれども、投票所の統廃合とかによって距離が長くなった場合だとか、一般的な公共交通機関の利便性がよろしくなくなったとかいうときには、移動支援は必要なのかなという程度の認識で、現在いるところでございます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 分かりました。

今後、そういった投票所の統廃合などを行った際には、またこういったことも積極的に取り組んでいただきたいところがございます。

高齢者や体が不自由な方が移動支援を活用し、投票所へ足を運ぶことにより、投票できた喜びなど、また外に出る楽しみなどのきっかけなどになることも考えられます。外に出ることに勇気が出ない方の背中も押してあげられることとも考えますので、こういった移動支援のほうも積極的に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さんの質問を打ち切ります。

ここで10分程度休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時07分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序4、議席番号1番、能登直樹さん。

一つ、高齢者における健康寿命の延伸を目指した新たな肺炎死予防について。

一つ、物価高騰に対する支援について。

一つ、高齢者宅の除雪対策と支援について。

一つ、市民の移動手段としての公共交通の在り方について。

以上、4件について。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 通告書に従いまして質問させていただきます。件名につきましては4件でありますので、よろしくお願いいたします。

件名1、高齢者における健康寿命の延伸を目指した新たな肺炎死予防について。

高齢者の肺炎予防対策について伺います。

令和4年の総務省統計局によりますと、65歳を超えると、肺炎による死亡率は急激に上昇し、肺炎による死亡者の98%が65歳以上の高齢者であるとの数字も報告がされています。

そこでお伺いいたします。

①本市において、成人肺炎診療ガイドラインが変更となった平成29年以前と平成30年以降の肺炎による死亡数と、死因別の肺炎死数の順位はどのように推移しているのかを伺います。

②今後、肺炎死の見込み数をどのように市として捉えているのか、見解をお聞きします。

③高齢者の肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ、新型コロナウイルスの各ワクチンの公費助成の内容と接種状況について伺います。

④肺炎予防対策のワクチン接種におきましては、肺炎球菌ワクチン以外に、RSウイルスワクチンも有効とされていますが、認識と接種に対する考え方をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

件名2、物価高騰に対する支援について。

現在、2024年度補正予算案や税制改革などを審議するための臨時国会が招集され、今年度内の成立を目指しています。その中に、自治体の事情に応じた物価高騰対策を実施するための重点支援地方交付金も盛り込まれています。

そこでお伺いします。

①本定例会において、地域経済・物価等高騰支援として、全市民を対象として1人5,000円分の地域商品券発行事業が上程されていますが、国の動向を注視せずに、本市の単独事業対策として、もう少し早い時期での支援対策を講じることも可能だったと思いますが、見解をお聞きします。

②政府予算案には、企業側が賃上げできるような環境整備や生産性向上などに取り組む中小規模事業者支援に総額5,600億円、省力化投資支援を拡充する中小企業成長加速化補助金の新設、また、医療・介護・障害福祉分野の現場で働く人の賃上げを促すため、人件費にも充当できる補助金の創設などに304億円が盛り込まれています。

本市単独事業として、政府補正予算案と同様な企業側に対する支援対策について、今後の見解をお聞きします。

③政府補正予算案には、昨年に引き続き、住民税非課税世帯に3万円給付するほか、同世帯の子ども1人当たり2万円の加算案も含まれています。現役世代からは、不平等との声も一部に上がっています。本市として、現役世代からのこのような声をどのように受け止め、今後の施策にどのように反映させていくつもりなのか、見解をお聞きします。

件名3、高齢者宅の除雪対策と支援についてお伺いします。

気象庁によると、今年の冬はラニーニャ現象のために大雪となる可能性があるかと予測されています。

そこで伺います。

①今冬の除雪ヘルパー人員申込数をお聞きします。

②大雪が降ったときの対策として、高齢者等に対してのさらなる除雪支援の体制づくりが必要と思うが、見解をお聞きします。

件名4、市民の移動手段としての公共交通の在り方について、お伺いします。

運転手不足と燃料高騰等々の理由により、12月1日より中央バスの運賃が値上げ改定されました。

昨年第4回定例会でも、交通機関等の見直しや対策について同様の質問をさせていただきました。そこで伺います。

①昨年の答弁には「本市唯一のバス路線の維持・確保を前提としながら、新たな公共交通サービスの研究、デマンド型交通やライドシェアに関する研究に今後も取り組む」とありました。その後、研究や議論がなされたと思いますが、現時点での進捗状況と今後の展開をお聞きします。

②中空知地域公共交通活性化協議会の本年度開催は8月までに2回開催されていますが、活性化協議会の中では、デマンド型交通やライドシェアについてどのように捉えているのか、また、今後の運用に対しても、具体的な議論・研究はされているのか伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 私からは、件名1、高齢者における健康寿命の延伸を目指した新たな肺炎死予防についてと、件名3、高齢者宅の除雪対策と支援について、御答弁申し上げます。

まず、件名1の高齢者における健康寿命の延伸を目指した新たな肺炎死予防についての①でございます。

本市の肺炎を死因とした死亡数につきましては、平成29年以前5年間で62人、平成30年以降5年間では34人となっております。また、死因別死亡割合の順位につきましては、平成25年以降10年間、2位から4位の間を推移しております。

次に、件名1の②でございます。

高齢者は、加齢により免疫機能が低下するほか、基礎疾患を持つ割合が増えることもあり、肺炎を要因として死亡される割合は高くなることも考えられますが、医療技術の進展もあり、すぐに死亡要因の割合が大きく増減することはないと推察しております。

次に、件名1の③でございます。

本市では、定期接種である肺炎球菌ワクチン及びインフルエンザワクチンにつきましては、全額公費負担しております。また、新型コロナワクチンにつきましては、生活保護世帯は全額

公費負担、そのほかの方は、2,000円を自己負担とし、残りを公費負担としております。

令和5年度の接種状況といたしましては、肺炎球菌ワクチンの65歳における接種率は50%、インフルエンザワクチンの接種率は60.7%となっております。また、新型コロナワクチンの定期接種は、令和6年度からとなっており、令和6年10月から令和7年3月までの期間における接種率を約36%と見込んでおります。

次に、件名1の④でございます。

RSウイルスは、高齢者が感染することにより、肺炎を引き起こすことがあり、RSウイルスワクチンに有効性があると認識しております。接種につきましては、任意予防接種であることから、医師と相談の上、接種者の判断により接種するものと考えております。

続きまして、件名3の高齢者宅の除雪対策と支援についての①でございます。

令和6年度、高齢者世帯等除雪サービス事業における除雪ヘルパー数は1名であります。

次に、件名3の②でございます。

高齢者世帯等に対する除雪支援につきましては、高齢者世帯等除雪サービス事業における門口除雪、高齢者世帯等除雪助成事業における屋根の雪下ろし等の経費に対する助成、及び小型除雪機貸与事業における高齢者世帯等の住宅周辺を除雪する団体への除雪機の貸与を実施しております。

除雪が困難な高齢者等が地域で安心して生活できるように、除雪支援することは重要であると認識しております。これらの事業を継続することが必要であると考えておりますが、事業を実施する上での事業所、及び人材が少なくなっており、制度維持において大きな課題を抱えている現状にあります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） それでは、私のほうから、件名2の物価高騰に対する支援についての①と②について、御答弁申し上げます。

まず最初に、①のもう少し早い時期での支援対策を講じることも可能だったと思うが、その見解についてでございますが、本市の単独事業対策として、このたび補正予算として提出いたしました、地域経済・物価等高騰対策支援につきましては、市内の個人消費活動の低迷から市民の消費喚起を促し、地域経済の活性化と、市内の事業所支援を目的として、商工会議所より要望を受けたことを契機に、国が進める経済対策と連動させ、より効果的な支援を図るために、国の補正予算の内容を見極めた上で、市単独の支援事業の内容を検討してきたところであります。結果といたしまして、市民全員に対し、一律5,000円分の地域商品券を発行することで、等しく市民全員への支援が可能と判断し、今回の補正予算を計上したところでございます。

次に、②番の政府予算案と同様な企業側に対する支援対策についての見解ということでございますが、国におきましては、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服、国民の安心・安全の確保の3本の柱で構成する令和6年度補正予算を11月29日に閣議決定され、臨時国会において審議の上、年内の成立を目指すとなっております。

中小企業や小規模事業者の支援が盛り込まれた補正予算の内容では、物価高や構造的な人材不足など、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者の稼ぐ力を強力化するため、予算等の政策手段を総動員して支援を行い、これらを通じ賃上げ原資を確保し、持続可能な賃上げにつなげることを目標に掲げられております。

具体的な支援の制度の一つとして、意欲ある中小企業・小規模事業者の飛躍的成長を実現す

るため、売上高100億円を目指す中小企業等への設備投資や中小機構による多様な経営課題への支援などとして、中小企業成長加速化補助金が創設される予定であります。

市といたしましては、これら国の補正予算の成立など、国・北海道からの情報収集に努め、物価高・燃油等高騰の影響を受ける市内事業者の事業支援などについて、国の臨時交付金など有利な財源を活用しながら、時期を逸することなく必要な支援を行ってまいります。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 私からは、件名2の③及び件名4の①、②について御答弁申し上げます。

初めに、件名2、物価高騰に対する支援についての③の一部の現役世代からの不平等の声の本市としての受け止めなどについてでございますが、物価等高騰の影響につきましては、どの世帯においても家計の大きな負担になっていることは認識してございます。この中で、国として行うこれらの影響が大きい住民税非課税世帯を対象とする給付について、現役世代がこの取組のみを鑑みた場合、不平等感は否めないものと理解してございます。

今回補正させていただきました地域商品券の発行に対しましては、これらの状況を踏まえ、世代間の不平等感を少しでも解消できればとの考えから、これまでの世帯への交付を市民1人当たりの交付に変更したところでございます。

なお、今後につきましては、国の経済対策の動向、賃金の引上げを含む社会情勢などを見極めながら、施策への反映について検討してまいります。

次に件名4、市民の移動手段としての公共交通の在り方についての①本市における研究など、進捗状況などについてでございますが、これまでA I デマンド交通の実証運行を実施している先進地の担当との話合いや、北海道運輸局からの様々な公共交通サービスの状況提供を受けるなど、調査・研究を進めたところでありますが、本市が抱える移動手段の問題解消に向けた有効な解決策は見いだせていないところであります。

今後も引き続き、本市において効果的な手法について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、②の中空知地域公共交通活性化協議会についてでございますが、活性化協議会につきましては、法律の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、地域における需要に応じた地域住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他の旅客の利便性の増進を図るよう、地域の実態に即した輸送サービスの実現に必要な事項等について協議を行うことを目的としてございます。

現状におきまして、デマンド型交通などの新たな公共交通サービスについては、既存の中空知地域の広域的な公共交通サービスが利用しやすくなる各地域の生活圏における重要な移動支援策として捉えていると認識しております。

また、これまで開催されました協議会の中で、デマンド型交通などの移動支援策については、情報交換などにとどまっており、具体的な議論には至っておりません。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 答弁ありがとうございます。それでは、順次、再質問のほうに移させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、肺炎死のほうについてなのですが、まさに今現状は、高齢の方が肺炎によって死亡される、また、高齢による、先ほど答弁いただきましたが、加齢というところもありまして、身体的には大きなリスクの一つとなっております。肺炎でお亡くなりになる方、国

内で年間7万人とも推計されているという統計があります。死亡原因は、老衰を抜いて、病死の第3位となっている現状もあります。また、平成29年度には、老衰とされる人の終末期には、肺炎には抗菌薬の強力な治療は控えるとの新たなガイドラインも策定されております。そのために、肺炎になったとしても、直接死亡原因が肺炎でなく、あくまでも老衰死亡という捉え方が昨今、それが常識となっている現状であります。医師から老衰死と告げられても、本当の原因は肺炎死にあった、そういうことを見受けられるということです。市として肺炎死の見込み数を今後、いろいろな面であれですけれども、すぐに死亡の原因の割合が大きく増減することはないでしょうという御答弁でしたけれども、こういうことを鑑みても、今後、高齢化、特に歌志内につきましても、本当に超高齢化社会を迎えるこの時期に対して、肺炎に対するより一層の対策というのが重要になってくるのではないかなと認識するところであります。

先ほど課長から増減することはないという御答弁をいただきましたが、こういうことを考えてみたときに、まだ歌志内市としてはこれからも肺炎死による死亡率が高くなるのではないかと思うのですけれども、その辺の見解をまた課長、御答弁いただければと思います。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、過去10年間、死亡原因の順位と人数と改めて集計したところでございますが、順位的には、先ほど御答弁申し上げたとおり、やはり一番当市のほうで大きな原因は、悪性新生物、がんによる死亡原因が大きいということで、本市は過去からがん検診を強く推奨して対策を練っているところでございます。

ただ、議員御指摘のとおり、肺炎というところでございます。先ほどお話あったとおり、肺炎の原因につきまして、通院等であれば検査等は行われたいはずですので、なかなかRS等が直接原因になっているというところは、なかなか知見がないというところは御承知のところだと思います。ですので、このRSの部分につきまして、それを踏まえて肺炎球菌等原因が今のところまだ不確かなところの割合ということで、なかなかこの辺の知見がまだそろっていないので、肺炎による死亡がこの菌によって上昇する、この治療薬があったから下がっていくというところは見えていないというところで、先ほどの答弁といたしました。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今回、RSワクチンについての質問をさせていただいておりますが、先ほど言いましたとおり、肺炎については、老衰もそうですけれども、当市については、がんが死亡率1位ということなのですけれども、結局医師の診断書には老衰とか書かれて、直接原因になっているけれども、肺炎による死因も多いということなので、これは当市にとっても否めない数字となってくるのではないかなと。また、この時期になってきますと、インフルエンザもそうです、風邪もそうです、ちょっとしたことから肺炎にかかりやすい、そういう時期をこれから迎えます。そういうときには、肺炎というのも一つの死因要因として、当市としても今後認識していくべきものだと思います。

課長の答弁もよく分かるのですけれども、その辺、また課長の見解というのをお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 肺炎については、やはり糖尿病など、基礎疾患があることによりまして重症化リスクが高まったり、また、脳卒中などにより寝たきりになって誤嚥性肺炎の発症ということになります。これらの肺炎予防には、基本的な感染予防対策と生活習慣病の発症予防、そして重症化予防が重要であると考えておまして、今後ともこれらを中心に取り

組んでまいりたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 課長からも答弁いただきましたけれども、先ほど来言っていますけれども、高齢者の場合、課長も答弁ありました。慢性の呼吸疾患とか糖尿病や基礎疾患を持っている方が、本当に当市においても高齢者の方は多い。どこの自治体もそうかなと思います。そのためにやはり免疫力が低下する、肺炎にもなりやすい。また、先ほど課長も答弁していますけれども、いろいろな面で医療費もかさむ。完治しましたということで退院された後も、介護が必要になるケースもある。そうなると、当然介護度も上がる、家族の負担にもなる、医療費も高くなる。いろいろな面で負担が増えるということになってきます。

また、たとえ基礎疾患がなかった方についても、元気で過ごしていたとしても安心はできない。特に75歳以上の後期高齢者の方は、肺炎になりやすい。75歳以上になるとやはり体力、基礎疾患いろいろな面で体力が落ちてきて、よりよく肺炎になりやすいということがあると思われま。今後の社会保障費の増加も見込まれる大きな要因ともなってきます。国としましても、各自治体に積極的に高齢者の肺炎予防に取り組んでいて、平成26年度からは主に65歳以上の高齢者を対象に、先ほど言いました肺炎球菌ワクチン定期接種化になっております。当市においても肺炎球菌ワクチンは65歳における接種率は50%に及んでいるということで、まだ、けれども50%の方は接種していないということで、半々ということで、これも大きな課題になってくるのかなと思います。

ですが、肺炎球菌ワクチンというのは、肺炎球菌による肺炎等の感染予防をするためのワクチンであって、後から言いますけれども、RSウイルスには適さないというのが近々に分かってきています。奨励されているところです。また、11月現在の65歳以上の人口は、当市については1,418名。接種状況のこの数字というのは、所管として妥当な数字なのか、少ないと思うのか、それともまた多いと思うのか。また、少ないと思うのであれば、これからどのような対策が必要になってくるのか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 接種率につきましては、高いのか、低いのかということであれば、私どもとしましては定期接種ということでございますので、全ての方が支障がなければぜひ受けていただきたいと、高い率をもって事業として実施したいという考えでございます。

肺炎球菌、先ほど御指摘がありましたとおり、肺炎の要因の約2割を占めると言われております。この部分だけでも、きちんとワクチンを接種していただければ、やはり肺炎による疾病の予防というのにつながりますので、今後とも個別通知等進めていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） その辺、個別周知ですね、定期接種ですので、接種率をいかに高めていくのか、これが当市にとって今後の課題となってくると思っておりますので、その辺をぜひよろしくお願いいたします。

先ほど言われた肺炎球菌ワクチンにつきましては、肺炎球菌に対するワクチンであって、肺炎を全面的に抑えるワクチンではないということをお話をさせていただいております。

先ほど課長の口からRSワクチンということも御答弁いただきましたが、今、本当にRSウイルスのウイルス感染症というのが近年知られていて、今注意喚起されているのが現状であります。私も聞き慣れないというか聞いたことがないウイルスワクチンということで、このRSウイルス感染症というのは、呼吸器合胞体ウイルス感染症という略だそうです。風邪と同様な症状で、風邪かなと思っていて、病院に行ったら、風邪ですねと診断されたけれども、その

後、肺炎になったり、いろいろな面で検査したら、医者でも容易につかめないRSウイルスによる肺炎だということが分かるという、本当に近々に分かってきたRSウイルスでございます。これが先ほど言いましたように、飛沫感染とかそういうことからもうつるということで、過去に高知県の介護型、養護型老人保健施設では、このウイルスによって31名が感染して、そのうちの4名が亡くなるという事例があります。今でも、高齢者の方によるRSウイルスは、インフルエンザや新型コロナのように、感染予防するワクチン、感染したとしても治療薬がなかったことから、病院やクリニックでは検査されなかった、先ほど言ったとおり検査されていないのです。それが厚生労働省で、医療ニーズと疾病が増えたことから開発優先度が高いワクチンとして、今年ワクチンがつくられたと、認証されたということなのです。今年の1月15日から接種可能となったワクチンであります。

私も全然分からなかったワクチンでありますし、多分本市にとってもその辺の周知というのは、昨年とかは全然聞いたことがないワクチン名だったと思うのです。こういうものをやはりあるのだよということを市民周知することが、今後の市としての役目かなと思っているのです。そういうことを注意喚起をして、こういうことがあるので、こういうワクチンを接種したほうがいいですよという周知を今後していただきたいと思うのですけれども、その辺については、課長どうでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 当課のほうからも、毎月広報などで、健康についていろいろテーマを考えて周知しているところでございます。その中で、今、議員おっしゃった面も含めて、これから周知していきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） その周知の仕方にも広報で周知するのか、またホームページ等々で周知するのか、いろいろな手段があるのですけれども、多分本当、肺炎球菌ワクチンというのは皆さん御存じのとおり、高齢の方も、先ほど言った50%接種していて、大体100%、全市民が聞いたことのあるワクチン接種ということで受けようかな、受けないかなという瀬戸際にいると思います。

このRSワクチンというのは今年になって初めてぽつと出たような名前ですので、その辺の周知喚起を、来月号でも再来月号でもいいので、飛び飛びの広報ではなくて、やはりそれを重点的に今後周知していくことが市としての役目だと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） どのくらいの頻度で、どのくらいのスペースで広報するかというのは、これから考えさせていただこうと思います。決して、市民、住民の健康を考える上で、肺炎に限った、ここのスポットだけで語られるようなものではございませんので、健康にまつわるもの全てトータルで考えた上で、市民の役に立つ情報をこれから発信していきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 周知していただいて、市民が理解をしていただいて、そういうワクチン接種もあるのだね、ワクチンもあるのだねということを理解した上で、今、定期接種ではなくて任意接種なのです。任意接種なので全額負担なのです。医療によっては金額が定かでないのですけれども、おおむね2万5,000円前後、高いところでは2万8,000円というものだそうです。これも基本的には一度接種すればいいというものではなく、2年に一度の接種が必要となってくるワクチンであります。そのために、周知されて受けたいたいという方がどんど

どんどん手を挙げていただいたときには、やはり市としてもワクチンに対する助成、今年度については带状疱疹ワクチンをやっていただきました。そういうものも市民の高齢者の延命につながる、またいろいろなものに対しての安心・安全で暮らせるためにも、そういう制度も必要かなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） このRSウイルスについて、通常は子どものウイルスという認識だったかと思います。議員お話ししたとおり、近年新しく薬事承認されたということで、コマーシャル等で広まってきているのだと思います。ただ、まだまだRSウイルスについての認知度は非常に低いと思います。これから市民の方に情報を提供して、受けたいというときの公費助成でございますけれども、まだまだこのワクチンは新しくできたばかりでございます。新しいワクチンでございますので、国のほうにおいても、今年3月、国の審議会のほうで定期接種について検討が始まったばかりというところでございます。現在、そのワクチンの検証、評価が進められておりますので、本市としましては、この動向を注視しつつ情報収集してまいりたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今、課長のほうから、幼少期にかかるウイルスということで、大体2歳児までには全国民がかかっているらしいウイルスだそうです。先ほど言いましたとおりに、60歳以上になると大体発症というのが82.6%、特定の慢性疾患によるいろいろな疾病を持っている方は94.6%、結局RSウイルスによる肺炎かどうかというのが分からない状態で、老衰とか別な病名がつけられて亡くなっている方がいらっしゃるということです。けれども、よくよく調べると直接原因として、RSウイルスが原因しているということがあるということが近年分かってきたということです。

今、道内でこのワクチンに助成をしているのが、神恵内村と小平町が今、公費助成をしております。神恵内村につきましては、9割が公費助成。小平町につきましては、大体2万四、五千円前後なので、半額の1万2,000円を今、公費助成をしているという状況で、まだ、各自治体も周知されていない。今の道内で175自治体の約20自治体が検討段階に入っているということなので、まず、周知をしていただいて、その後を追っかけ、公費助成という話もさせていただきたいと思いますが、まず、周知を徹底していただく、これが最重要課題かなと思うのです。その後に、接種費用の公費、それが半額助成になるのか、何ぼになるのか。それは課内会議でも、市としても検討していただきたいと思いますが、これは、なるべく早期に議論の上に上げていただきたいのですけれども、ちょっとくどいのですけれども、その辺また課長、御答弁いただければと思います。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 早期に公費助成の考え方でございます。ワクチンの助成に当たっては、病気やけがによって、個人や社会全体にどのくらい負担がかかっているかということで、いわゆる疾病負荷につきまして考慮することが必要ではないかと考えております。疾病負荷に関しまして、現在、先ほど申し上げましたけれども、高齢者に対するRSウイルスワクチンの疾病負荷に関して検討されたばかりで、その内容を見ますと、議事録等を見ますと、限定的な人口規模における発症の割合や入院の割合、肺炎患者に占めるRSウイルスの感染症の割合といった知見はございますけれども、重症化に関する知見は乏しいと認識しております。

今後、公費助成を検討する上では、接種費用も先ほどおっしゃったとおり、3万円程度ということで高額でもございます。国などからのワクチンの効果の持続性に関するデータなど、さ

らなる知見データを収集しなければならないと考えております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 国としても今やっている最中ということで、市としてもその辺は十分国とも連携しながら、研究というか推計、動向を注視しながら、これは進めていていただきたいと思います。

仮に1,418名、65歳以上の方が接種したというか、1割の方、10%の方が接種したと仮に設定した場合、大体年間で150万円ぐらいなのかと。5%でしたらその半分、20%でしたらその倍ということになりますので、公費というか、助成についても一緒に検討していただいて、ぜひやっていただきたいと思います。

これは市長からの御答弁をいただきたいと思うのですけれども、先ほど来言っていますが、風邪のような症状で検査をしても、インフルエンザでもなく、コロナでもないということで、うちに帰されてくる方がいらっしゃるということなのです。安心して帰ってくるのですけれども、なかなかよくなる状況があるので、検査したらRSウイルス感染症に罹患されていたというお話も、ごくまれではありますが聞きました。肺炎を引き起こす原因ウイルスから地域住民を守り、健康寿命を延ばすことは大変大切なことでもあると思います。それが新しいワクチンができるのであれば、市長が掲げている健康長寿、また安心・安全に暮らす面においても、積極的に取り組む価値のある政策だと私は思います。

課長もこれから研究、また議論していくということを御答弁いただきました。最後に市長の御答弁をいただければと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 大変建設的、しかも市民の安全・安心、健康寿命の延伸ということに十分考えられたワクチンの接種、助成に対するお話であったかと思っております。

高齢者の肺炎というのは、やはり基礎疾患が低下して、それぞれ病気を持っている方が、そちらのほうの病気を治すほうに、どうしてもその治療が専念されるということで、例えばステロイド、これらについても投与されている方も非常に基礎疾患も低下して、コロナあるいはインフルエンザにかかるというリスクが非常に多いという話は伺っております。今ほど、加瀬保健介護課長からも、非常に調べ込んで対応、答弁したと思っております。これにつきましては、やはり知見も含めて、認知度が低いという部分もあるわけでございまして、またワクチンも3万円弱ぐらい、2万5,000円ぐらいから3万円ぐらいということもございまして。これらについては今後いろいろ検討をしながら、どのような形で進めていくことがいいのかということを考えていかなければならないと思っております。

能登議員からは、带状疱疹についても御意見を頂いて、内部で検討して、令和6年度から支援事業として進めておるところでございまして。これについてもしっかりと内部で検討してまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ぜひ、前向きな検討をしていって、他市町村に負けないような施策なりを進めていていただきたいと思いますので、その辺、ぜひよろしく願いいたします。

次の物価高騰対策についての質問に移らせていただきますけれども、昨日も佐藤議員からこの件につきましての質疑がありました。今回、一般財源の財政調整基金を使っている1人当たり5,000円の商品券配布、これはやはり市民にとって大変ありがたいものだと思っております。

今回、政府予算の中にも自治体の事情に応じた施策といたしまして、重点支援交付金も追加

されて提案、上程されている状況であります。今国会で審議中でありますが、実際賃金が上がったとしても、それ以上に物価が上がっている状況であって、賃金が50円上がっても物価が100円上がっていると。そうすると、やはり我々市民としては賃金が上がったという感じはないのですね。それを補うためにも、やはり市独自として、今回財政調整基金を使って1人当たり5,000円を出していただくのであれば、もっと早急に国や道やそういう動向を注視せずに、市単独事業として柔軟な対策、そしてスピーディーな対策、市民への対策が今後また望まれるのではないかと思います。また、これからも必要になってくると思います、特にこれから冬になってきますので。その点については、経済対策とかいろいろな面もあるでしょうけれども、加味しましても、やはり市独自としてのカラーを出していくべきだったと私は思います。その辺についていかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 繰り返しの答弁となるところもあるかと思うのですけれども、議員おっしゃることもよく理解するところでもございます。

市といたしましては、せっかく国が今回13兆円ほどの経済対策を打ったということが想定していたという時期でもございましたので、これはやはり国の動向を見極めているというのは、財源を当てにするというのではなくて、どういった経済対策、国民にどんな支援をしていくのかということを見極めた上で、重複させて、さらに上乘せをして市が支援をするのか、それとも国が手が届いていないところを市が支援をするべきなのか、その辺のところをやはり見極める必要があったということで、理解していただきたいということを、昨日もそのようなつもりで答弁したところなのですけれども、結果的には、低所得者向けの給付金の事業もやる予定だと。それから子育ての世帯にも上乘せの支援をするという国のスタンスであるということが見えてきたものですから、そうであれば、先ほどの議員がおっしゃっております現役世代との格差というか、そういった部分を緩和させることも含めまして、今回は特に全市民を対象に5,000円ではございますけれども、商品券として発行するということを判断したということで御理解願いたいと思います。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今、副市長から御答弁ありましたけれども、政府とか国とか道の対策支援というのは、コロナ禍になってから大体同じような支援対策をしているわけです。すると大体、おおむね市としても今回もこういう支援対策が講じられてくるのではないかというのは、それは大体思いつくというか、なのだろうなということが想像できると思うのです。その想像した過程において、9月においても佐藤議員とか各議員が物価高騰対策を質疑されてきたけれども、そういう想像される中で、やはり市独自として、こういうことが想定されるので、そうしたら、歌志内市としてはこういうことをしていきましょうという、そういう考えを持って早期対応というか、早期にスピーディーに進めていっていただきたいというのが私の思いであります。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 議員がおっしゃることももっともだと私も思います。何よりも早くというのも一つの考え方だなと思います。ただ、これまで早期に対応してきた、いろいろな様々な繰り返しやってきた支援というのがございますけれども、これはやはりコロナ禍において緊急性があったという部分で、これは待たなしの状態であったということもございまして、そういった手だてをしてきました。例えば、昨年来については、相当な物価高というのが急激に行われたということで、これもやはり早期に対応していかなければならない状況ではご

ございました。ただ、先ほど議員がおっしゃったとおり、例えば一般家庭において賃金の値上げがされて、賃金が上がって物価がそれ以上になっているという状況は昨今言われている話でございまして、これに追いつく、追い越さないという部分で、市独自の支援ということで進めていくという考えもあるのですけれども、その辺のところは、この年末に向けた、それから冬季に向けた、さらに市民の方たちが、もしくは地域の事業者の方たちが疲弊しているところを何とか支援したいということで、ぜひたくではあるのですけれども、両方何とか支援したいという考えで、今回の取組に至ったところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 物価高騰対策というのは、コロナ禍になってからずっと続いてきている支援でございます。ただ、これから物価高騰というのは、これからもまだ数年続くのであろうかなと思うのです。その中で、一時的な支援というのは本当に助かってうれしいのですけれども、やはり持続的な支援というのも今後考えていかなければならないと思います。その時その時に一時金が入ったから使いましたということではなくて、やはり生活困窮者にとっては、その数か月ではなくて、やはり一年一年というのがいかに重要になってくるかというのが今後の対策だと思うのです。その継続的支援として市として何か考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） それはなかなか、議員のおっしゃることは難しいところかなと思うのですけれども、やはりまだ私どもの財政規模で、この類いの支援を持続的に継続的に支援していくというのは、なかなか難しいかなというふうな印象を持っております。これは逆に、こういった持続的な日本経済に関わる問題、課題と捉えておりますので、これは機会あるごとに、北海道や国に対して、総括的に支援をするという仕組みづくりをやはり要望していくということが必要であるかなと思います。やはりこれは市の私たちの規模からすると、一時的にそういった支援をするということが、最大の支援なのかなと考えております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 私としては、やはり一時的なものもそうですけれども、今後の持続的可能な支援、これをぜひ検討していただきたいと思います。

今回は、政府補正案の中に、重点支援交付金1.1億円が計上されています。この重点支援の交付金の中に、推奨事業メニューとして0.6兆円、6,000億円、これが計上されております。計上というか、今審議中でございます。これが審議で予算通過になれば、エネルギー、灯油代とかプロパン代ですとか、そのほか食料品等々に使える支援金として使えますということだと思うのです。今回、一律1人5,000円の商品券を配布することになりましたし、10月にプレミアム商品券も発行になりました。今後は、この補正予算が通過となった場合には、市として、今後推奨事業として何か考えていることがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 議員がおっしゃっております、今、国で審議されております重点支援地方交付金なのですけれども、これが成立されて、正式な文書が多分これからうちのほうに届いてくると思うのですけれども、それが届き次第、どんな形で、またそういった支援を行っていくのか。多分先ほど議員がおっしゃったように、これまでと同じような内容のものが多数点在するのかなとは思っているのですけれども、そちらの推奨メニューですとか、そこら辺の中を見ながら、速やかに支援できるように検討してまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今回、推奨事業メニュー、先ほど言った1.1億円では生活支援と事業者に支援する事業として、生活支援には大体4項目、事業者向けには4項目というものが今回審議されている中であります。これも早急に決まり次第、議論を深めていただいて、住民の支援対策にぜひ努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

時間もありませんので、次の質問に移らせていただきます。

今回の令和6年度の除雪サービスにおいて、除雪ヘルパーは1名でありますということで、これは申込み数ですか、それとも登録数ですか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 申込者数で、現に今お願いしている数になります。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 1名ということであれば、除雪サービス事業に応募していただける方が年々減ってきていて、ヘルパーの数も減ってきているのが現状かなと思います。

この人数を増やすというのも、先ほど言ったとおり、歌志内については65歳以上は54%でしたか、そのくらいになっている実情であって、大変厳しいとは思いますが、やはりそれ以上に、75歳以上、80歳以上という方が増えてきているのも確かであります。それを補うためには、市としても何らかの手を打っていかねばならない。その辺について、課長としての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） この除雪サービス事業、いわゆる門口除雪に関してですが、ボランティアの数は確かに年々一人一人減って行って、過去は個人の除雪ヘルパー、ボランティア、プラスシルバーセンターの方々が応援していただいて成り立っていたという現状です。ただし、シルバーセンターのほうも解散しまして、団体がなくなった上で、個人個人の方をお願いできるのが限界に来たということで、ただ、この事業はなくすことはできないということで、昨年来御説明しましたが、事業所を入れて継続するという考え方でございました。事業所だけでやってもよかったですけれども、やはり公助以外の互助という仕組みも残したいという私どもの考えがありまして、毎年除雪ヘルパーを募集をかけて、できる方についてはお願いしているということで、今後、ヘルパーの数がゼロとなることも現実ではありますけれども、この制度は何とか継続して、事業所の方とともに対策を練っていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 除雪ヘルパーもゼロとならないように願うのがあれですけれども、現実としては厳しい状況なのはよく承知しております。

これから、先ほど言ったように大雪になる季節になってきます。そういうときになると、結局除雪ヘルパーも自分のうちがあり、業者も手が回らなくなる。けれども困っている方は実際にいる。これは高齢者とまたは障害者の方ということになります。我々、健常者は、帰ってからも何とでもできますけれども、そういう方たちはやはり生活に直結する問題であります。そういうことを対策していかねばならない。町内会としても、そういう方たちをぜひお手伝いしたいと思うのですけれども、町内会ですら無理な状況にあります。そういう状況の中でどうしたらいいのだということになるのですけれども、これは本当の極端な例を私はこれから言いたいと思うのですけれども、町内会も無理です。業者も手が回らなくて行けません。どうするのだ。けれども生活困窮者はいます。そうすると、やはり市職員も自ら、やはりそういう除雪作業に従事していかねばならないときが来るのではないのでしょうか。チームを編成

して、市で小型シャベルを何台か買っていて、これは大雪ですよ、極端な大雪が降った場合、そういうときには市の職員の手が空いている方はそこへ行って除雪をしてあげる、そういう極端な時代も来ないとも限りません。そういうためには、市職員でそういう除雪部隊というのも編成する価値もあるのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 除雪に限らず、自治体の数が、人口が極端に減少しているところの先進とといいますか、極端な小さな自治体を見ますと、社会インフラが全くないところでは、居宅サービスのお困り事を、自治体の職員がやっているという実態はございます。極端な例ではございますけれども、今言ったようなことが、現実的に数年内に発生しないとも限らない。ただ、今のところはまだ何とか持ちこたえている状況でございますので、この辺を何とか延ばして、延命する形で続けて、そのタイミングで、次なる施策は考えておかなければならないということで、今のところは考えております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 特に、朱鞠内とか豪雪地帯は市職員自らが見守り隊ではないのですけれども、大雪が降ったら戸別に回って苦慮しているところは除雪したりとかしている現状があります。当市もそういう現状が本当に来る可能性があります。いつ大雪が降るか、これはもう自然災害なので、今年は大丈夫だったけれども、来年雪が降らないということにはならないので、そういうことも踏まえながら、今からそういう体制づくりというのが私は必要になってくると思うのです。そういうときには市職員が率先して除雪作業に移る、そういうようなチームの体制づくりも必要かなと思います。その辺について、市長、最後に答弁いただければと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） このたびの除雪ヘルパー1名ということで、本当に心細いといいますか、そういう数になっているわけでございますが、今ほど課長のほうからも答弁ございましたけれども、事業所でやっているということで、需要と供給についてはそういった形で対応しているところでございます。しかしながら、事業所が撤退したらどうなるかということも懸念されるわけでございますから、最近では農業の有償ボランティアとか、そういった声も聞かれますので、どういう形が望ましいのかということは、今後研究をしてまいりたいと思っておりますので、御了承願いたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さんの質問を打ち切ります。

延 会 の 議 決

○議長（本田加津子君） お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事が終わりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

延 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。
本日は、これにて延会いたします。
大変御苦労さまでした。

(午後 3時08分 延会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 佐 藤 良 治

署名議員 川 野 敏 夫